

五城目町 地域福祉計画

令和2年3月
五城目町

目 次

| | |
|------------------------------|----------|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画の策定にあたって..... | 1 |
| (1) 計画策定の背景..... | 1 |
| 1) これまでの地域福祉を取り巻く諸課題..... | 1 |
| 2) 関連諸制度の流れ..... | 4 |
| 3) 関連諸計画の動向..... | 5 |
| (2) 地域福祉計画とは..... | 6 |
| 1) 地域福祉計画の特徴..... | 6 |
| 2) 計画推進のポイント..... | 6 |
| 2 計画の概要..... | 7 |
| (1) 計画の位置づけ..... | 7 |
| 1) 計画の位置づけ..... | 7 |
| 2) 関連諸計画との関係..... | 8 |
| (2) 計画の期間..... | 8 |
| 第2章 地域福祉を取り巻く状況 | 9 |
| 1 人口、世帯の状況..... | 9 |
| (1) 人口の推移..... | 9 |
| (2) 世帯数の推移..... | 10 |
| 1) 総世帯数の推移..... | 10 |
| 2) 高齢者のいる世帯数の推移..... | 10 |
| 3) 母子・父子世帯数の推移..... | 11 |
| 2 婚姻・出生の状況..... | 12 |
| (1) 婚姻数の推移..... | 12 |
| (2) 出生数の推移..... | 12 |
| 3 子どもを取り巻く状況..... | 13 |
| (1) 保育園の状況..... | 13 |
| (2) 幼稚園の状況..... | 13 |
| (3) 小・中学校の状況..... | 14 |
| (4) 放課後児童クラブの状況..... | 15 |
| 4 障がい者を取り巻く状況..... | 16 |
| (1) 障害者手帳の所持状況..... | 16 |
| (2) 身体障害者手帳所持者の状況..... | 17 |
| (3) 療育手帳所持者の状況..... | 17 |
| (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況..... | 18 |
| (5) 自立支援医療等の状況..... | 18 |
| (6) 障害支援区分の認定状況..... | 19 |
| 5 高齢者を取り巻く状況..... | 20 |
| (1) 高齢化率の推移..... | 20 |
| (2) 介護保険サービスの利用状況..... | 20 |
| (3) 要支援・要介護認定数の推移..... | 21 |
| 6 保健事業の状況..... | 22 |
| 7 特別な支援を必要とする人の状況..... | 22 |
| (1) 生活保護の状況..... | 22 |
| (2) 要保護・準要保護児童・生徒の状況..... | 23 |
| 1) 小学校..... | 23 |
| 2) 中学校..... | 23 |

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 第3章 計画の方向性 | 24 |
| 1 計画における役割分担 | 24 |
| (1) 町民・地域・行政の役割 | 24 |
| 1) 町民一人ひとりに期待される役割（自助） | 24 |
| 2) 地域に期待される役割（共助） | 24 |
| 3) 行政の役割（公助） | 24 |
| (2) 社会福祉協議会との連携 | 25 |
| 2 計画推進の視点 | 26 |
| 3 計画の基本的な方向 | 28 |
| (1) 基本理念 | 28 |
| (2) 基本施策 | 29 |
| 4 施策の体系 | 30 |
| 第4章 施策の展開 | 31 |
| 基本施策1：地域で共に支え合う福祉の推進 | 31 |
| (1) 意識啓発・情報提供の推進 | 31 |
| (2) 相談体制の整備・充実 | 32 |
| (3) 地域を支える総合的なネットワークの構築 | 33 |
| (4) 地域を支える人材・団体の育成 | 35 |
| (5) 虐待防止対策の推進 | 37 |
| (6) 権利擁護の推進 | 38 |
| 基本施策2：健康づくり、生きがいづくりの推進 | 41 |
| (1) 保健事業の推進 | 41 |
| (2) 生きがいづくりへの支援 | 44 |
| (3) 医療負担の軽減 | 45 |
| 基本施策3：子どもと子育て家庭に対する支援 | 48 |
| (1) 保育サービスの充実 | 48 |
| (2) 子どもたちの学習環境や居場所の確保 | 49 |
| (3) 子どもたちの多様な交流の促進 | 51 |
| (4) 個別のケアを必要とする子どもたちへの支援 | 53 |
| (5) 子育て家庭への経済的支援 | 54 |
| 基本施策4：障がいのある人たちの生活の支援 | 56 |
| (1) 障がい者支援に関わるサービスの充実 | 56 |
| (2) 障がい者の生活向上に向けた環境の整備 | 57 |
| 基本施策5：高齢者の生活を支える支援の推進 | 59 |
| (1) 高齢者の健康づくりの推進 | 59 |
| (2) 認知症予防の推進 | 60 |
| (3) 高齢者の在宅生活の支援 | 61 |
| (4) 介護サービスの充実 | 62 |
| 基本施策6：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 | 64 |
| (1) 防災対策の推進 | 64 |
| (2) 交通安全対策の推進 | 68 |
| (3) 防犯対策の推進 | 69 |
| (4) 快適な生活環境の整備 | 71 |
| (5) 働きやすい環境の整備 | 72 |
| (6) 生活にかかる経済的な負担の軽減 | 73 |
| 第5章 計画の推進体制 | 74 |
| 1 計画の周知 | 74 |
| 2 計画の推進体制 | 74 |

第1章 計画の概要

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

1) これまでの地域福祉を取り巻く諸課題

○生活課題の多様化

近年は個人の結婚観の変化による晩婚化・未婚化や少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などによる個人の価値観や生活様式の多様化などのために、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、ひきこもりなどの問題が社会問題化してきています。

生活不安やストレスの増大が多様な生活課題を引き起こす一方で、生活課題に直面した人々を支える地域のつながりは希薄化してきており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められてきています。

○社会福祉施策の変化

社会環境の変化やそれに起因する生活課題の多様化に対応するため、国では社会福祉基礎構造改革が行われ、旧来の「行政による措置」という考え方から利用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択・決定する契約制度へと社会福祉制度の転換が図られました。

また、個人の尊厳を尊重する視点から、できる限り地域の中でその人らしい暮らしができるような基盤を整備していくという考えに基づき、高齢者福祉の分野では、地域密着型サービスの創設や地域包括ケア体制の整備、障がい者福祉の分野では、地域生活への移行や一般就労への移行の推進、児童福祉の分野では、子育て支援事業の実施、医療保険制度においては在宅医療の推進など、地域での生活に移行する福祉政策が展開されました。

このように、社会福祉事業法制定（昭和26年）以来続いてきた「行政がサービスの種類と提供機関を決定する」福祉の仕組みは、一連の社会福祉基礎構造改革により、利用者の立場に立った社会福祉制度の実現や生活課題に柔軟に対応する福祉サービスの充実を目指す制度へと変化しました。

○ 社会福祉法の成立

国の社会福祉基礎構造改革では、さらに「地域福祉の推進」という考え方が明確に位置づけられました。

平成12年には、社会福祉の基本法である「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正され、福祉サービスの基本的理念や福祉サービスの提供の原則、福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務などが定められました。

また、同法第4条では、地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められ、同法第107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定されています。

このように、地域福祉という考え方は、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象別にとらえたものではなく、これらを横断的に統合して推進していくというものです。そして、その実現のためには、地域社会を構成する一人ひとりの町民、ボランティア団体・NPO法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が互いに連携して、ともに地域福祉の推進に取り組んでいくことが求められています。

社会福祉法（抜粋）

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>(地域福祉の推進) 第四条</p> | <p>地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。))は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> |
| <p>(包括的な支援体制の整備) 第百六条の三</p> | <p>市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業 |
| <p>(市町村地域福祉計画) 第百七条</p> | <p>市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項 <p>2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。</p> |

○生活困窮者自立支援制度への対応

平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、地域福祉施策との連携が求められています。

生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のためには、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援を具現化することが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取り組みが重要性を増しています。

さらに、生活困窮者支援の実践にあたっては、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとし、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

○「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成 28 年 7 月に、厚生労働省では地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人ごと」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取り組みの支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

これにともない、市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を目指す

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

2. 理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に努める
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制の構築に努める
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制の構築に努める

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

2) 関連諸制度の流れ

| | 高齢者福祉 | 障がい者福祉 | 子ども・子育て支援 | その他 |
|---------|--------------------------------|--|----------------------------|---|
| 平成 11 年 | ゴールドプラン 21 | | 新エンゼルプラン | 男女共同参画社会基本法 |
| 平成 12 年 | 介護保険制度開始 | | 児童虐待防止法 | |
| 平成 13 年 | | | DV防止法 | |
| 平成 14 年 | | | 少子化対策プラスワン | ホームレス自立支援法 |
| 平成 15 年 | | 支援費制度 | | 個人情報保護関連5法 |
| 平成 16 年 | 高齢者雇用安定法 | | | |
| 平成 17 年 | 認知症サポーター制度 | 発達障害者支援法 精神保健法改正 障害者自立支援法 | 次世代育成支援行動計画 (～平成 37 年) | |
| 平成 18 年 | 地域包括支援センター設置 介護保険制度: 予防重視型へ | バリアフリー新法 | | 自殺対策基本法 |
| 平成 19 年 | | | DV防止法改正 | 更生保護法 |
| 平成 20 年 | | | | ハンセン病問題基本法 |
| 平成 21 年 | | | | |
| 平成 22 年 | | | | |
| 平成 23 年 | 高齢者住まい法改正 | 障害者基本法改正 障害者虐待防止法 | | 復興基本法 |
| 平成 24 年 | 地域包括ケアシステム | | | |
| 平成 25 年 | | 障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法 | | 災害基本法改正 |
| 平成 26 年 | 医療介護総合確保推進法 | 障害者の権利に関する条約批准 (国内法整備) | 子どもの貧困対策法 子供の貧困対策に関する大綱 | |
| 平成 27 年 | 地域包括ケアの強化 生活支援サービス事業 | 難病患者に対する医療等に関する法施行 | 子ども子育て支援制度 | 生活困窮者自立支援法 |
| 平成 28 年 | | 障害者差別解消法 障害者雇用促進法 | 児童福祉法改正 | 社会福祉法改正 自殺対策基本法改正 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 |
| 平成 29 年 | 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 | | | 自殺総合対策大綱の閣議決定 |

3) 関連諸計画の動向

○ 高齢者福祉

介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上になり、高齢化が一段と加速する2025年に向けて、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアの取り組みをもう一步進めるため、平成30年度までに「高齢者支援の体制づくり」が求められました。

第7期介護保険事業計画では、高齢者のみならず、家族や事業者、従業者に配慮した制度改正が行われ、「支援活動の具体化、活動の推進」に向けた取り組みが本格化してきています。

○ 障がい者福祉

平成23年には「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定され、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されました。また、障害者自立支援法の改正により、新たに「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成25年に施行されました。また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されています。

○ 子ども・子育て支援

平成17年度から10年間推進されてきた次世代育成支援地域行動計画は、平成27年度から子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画として推進されていますが、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」（基本指針案）とされており、地域における子育て支援の構築が一層求められています。

平成26年に策定された「子供の貧困対策に関する大綱」では、“全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する”ことが目的・理念とされています。

(2) 地域福祉計画とは

1) 地域福祉計画の特徴

○地域福祉計画とは

「地域福祉」は、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくことができるように、地域に関わるすべての人（町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、五城目町）が主役となって行う地域づくりの取り組みです。

地域福祉計画とは、そのために町民、地域で活動する諸団体、福祉事業者、社会福祉協議会、五城目町など、地域に関わるすべての人が結びつき、それぞれに期待されている役割に取り組んでいくための指針について取りまとめたものです。

町民のつながりを強め、相互の支え合いによる福祉活動を推進するとともに、町民による福祉活動と行政による公的なサービスを結びつけ、様々な生活課題の解決を目指す行政計画が地域福祉計画です。

2) 計画推進のポイント

○パートナーシップ型福祉の推進

これまでの福祉施策が想定していた範ちゆうを超えた多種多様な福祉課題に柔軟に対応できるように取り組んでいくため、「行政による措置」ではなく、町民一人ひとりの自発的な取り組みに対して行政が積極的に支援を行う「パートナーシップ型の福祉」を推進することで、住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域福祉の実現を目指します。

町民、ボランティア団体・NPO 法人、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が協働して取り組む
『パートナーシップ型の福祉』の推進・強化

○町民が主役となる地域福祉の推進

「パートナーシップ型の福祉」の推進のためには、まず、福祉サービスなどの利用者（受け手）である町民も地域福祉の担い手として地域で役割を持ち、支え合いの活動を広めていけるよう、より多くの町民の理解を深めるための啓発を継続的に実施していく必要があります。

地域福祉の推進に向けて、自ら課題を考え行動する町民の取り組み（自助）に対して、個人や地域の諸団体による相互の助け合いの取り組み（共助）と、それらの活動をサポートし、町民や諸団体の活動が行いやすい基盤や環境を整備する行政の取り組み（公助）があります。その自助・共助・公助の取り組みが個々の課題に対して適切に組み合わせられることで、多様な地域の福祉課題に対して、きめ細かに迅速に対応できる地域福祉の推進を目指します。

**立場に応じた役割を明確にし
一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する**

2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

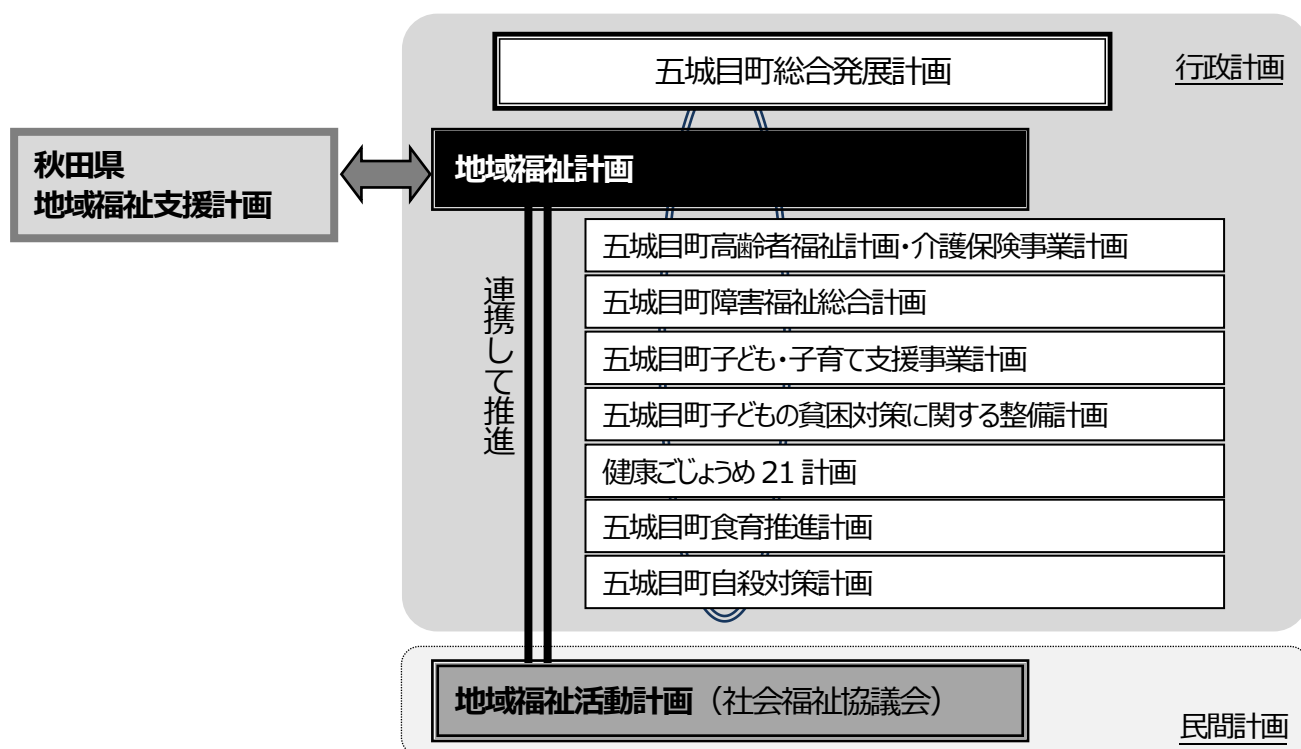
1) 計画の位置づけ

本計画は五城目町全体の指針となる「五城目町総合発展計画」を上位計画とし、地域福祉の推進に直接関係する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉総合計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策に関する整備計画」、「健康ごじょうめ21計画」、「食育推進計画」など取り組みの方向性を共有し、町民が直面する地域の生活課題に柔軟に対応するため、諸計画を横断的に結びつけるものです。

なお、本計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と位置づけられます。

| 計画の名称 | 策定の根拠等 |
|----------------------|---|
| 五城目町総合発展計画 | 地方自治法に基づく議決事件指定条例により町のとるべき基本的な政策と目指すべき将来像などを提示する基本構想を議決。 長期的な展望に立ち、総合的で計画的なまちづくりを推進するための指針となる計画。 |
| 五城目町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 | 老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保健事業計画」を総合的かつ一体的に取りまとめ平成30年3月に平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間とした第7期計画を策定。 本町の高齢者施策の基本的な考え方や具体的な取り組み等について示した計画。 |
| 五城目町障害福祉総合計画 | 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に取りまとめ、平成30年3月に障害基本計画については平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間として第5次計画を策定、障害福祉計画と障害児福祉計画については平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間として第3期計画を策定。 障害者を取り巻く状況の変化や国の制度の見直しを踏まえ、障害者施策を推進するための指針と障害者及び障害児への福祉サービスを確保するための方策を定めた計画。 |
| 五城目町子ども・子育て支援事業計画 | 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、令和2年3月に令和2年度から令和6年度まで5年間を計画期間として策定。 |
| 五城目町子どもの貧困対策に関する整備計画 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく秋田県計画と連携して、平成30年3月に平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間として第1期計画を策定。 国・県と連携して子どもの貧困対策を総合的に展開するために関係する本町の取り組みについて整理し、本町の子ども貧困対策に関する基本方針について取りまとめた計画。 |
| 健康ごじょうめ21計画 | 健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として平成26年3月に平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間として第1次計画を策定。 町民や関係機関・団体、企業などと行政が一体となって町民の健康づくりを推進するための指針となる計画。 |
| 五城目町食育推進計画 | 食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」として平成31年に令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として第3期計画を策定。 本町の食育に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するための計画。 |
| 五城目町自殺対策計画 | 自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として平成31年4月に令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間として第1期計画を策定。 町が行う「生きる支援」に関連する事業を全町的な取り組みとして自殺対策を推進するための計画。 |

2) 関連諸計画との関係



(2) 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）までの6年間とします。

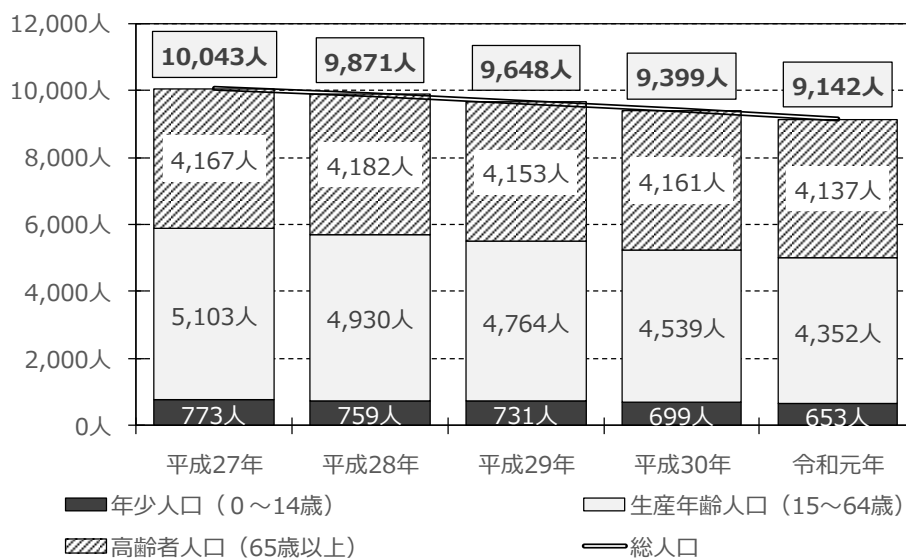
なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として見直しを行うこととします。

| 計画の名称 | 計画期間 | ～令和1年度 (2019年) | 令和2年度 (2020年) | 令和3年度 (2021年) | 令和4年度 (2022年) | 令和5年度 (2023年) | 令和6年度 (2024年) | 令和7年度 (2025年) |
|--------------------------|-----------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 五城目町総合発展計画 | 2012～2023 | | | 第5次 | | | | |
| 五城目町地域福祉計画 | 2020～2025 | | | | 第1次 | | | |
| 五城目町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 | 2018～2023 | | | 第7期 | | | | |
| 五城目町障害福祉総合計画 | | | | | | | | |
| 障害基本計画 | 2018～2023 | | | 第5期 | | | | |
| 障害福祉計画 | 2018～2020 | 第3期 | | | | | | |
| 障害児福祉計画 | 2018～2020 | 第1期 | | | | | | |
| 五城目町子ども・子育て支援 事業計画 | 2020～2024 | | | 第2期 | | | | |
| 五城目町子どもの貧困対策に 関する整備計画 | 2018～2022 | | 第1期 | | | | | |
| 健康ごじょうめ 21 計画 | 2014～2023 | | | 第1次 | | | | |
| 五城目町食育推進計画 | 2019～2023 | | | 第3期 | | | | |
| 五城目町自殺対策計画 | 2019～2023 | | | 第1期 | | | | |

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口、世帯の状況

(1) 人口の推移



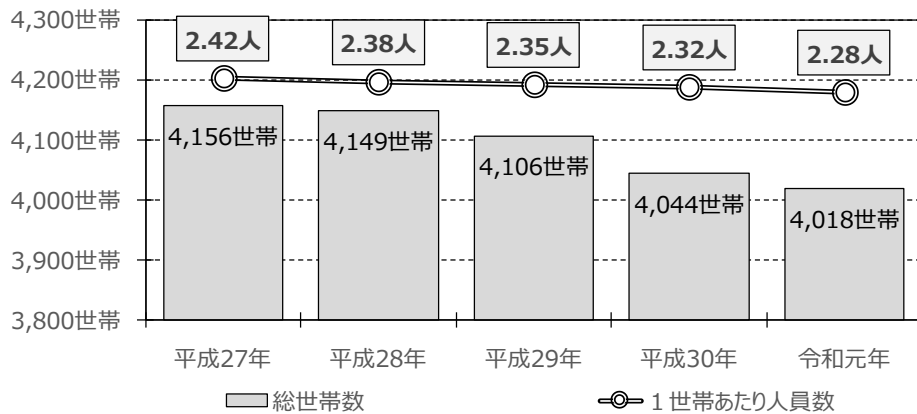
各年6月30日現在

平成27年からの人口推移について年齢3区分別にをみると、総人口は10,043人から令和元年には9,142人と、901人の減少となっています。

各区分とも減少傾向となっていますが、平成27年に比した令和元年の水準は「高齢者人口（65歳以上）」は99%とほぼ横ばいの推移ですが、「年少人口（0～14歳）」と「生産年齢人口（15～64歳）」は平成27年の85%前後と、「高齢者人口（65歳以上）」に比べると減少傾向が強くなっています。

(2) 世帯数の推移

1) 総世帯数の推移

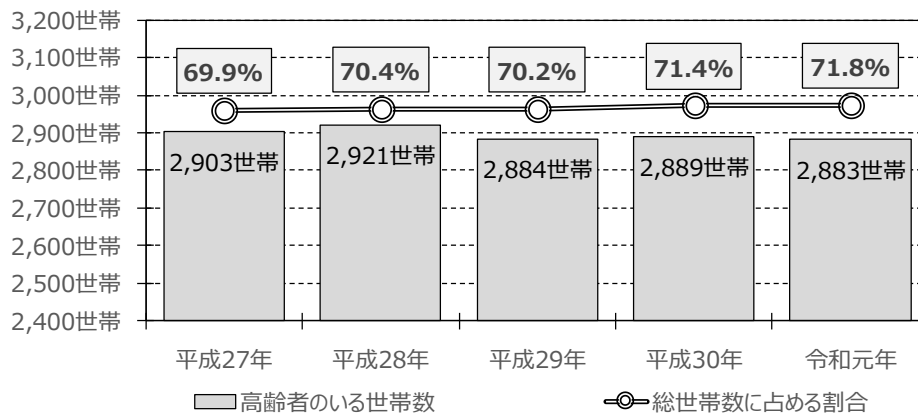


各年6月30日現在

総世帯数は平成27年の4,156世帯から、令和元年には4,018世帯と138世帯の減少となっています。

1世帯あたりの人員数もゆるやかな減少傾向にあり、令和元年には2.28人となっています。

2) 高齢者のいる世帯数の推移

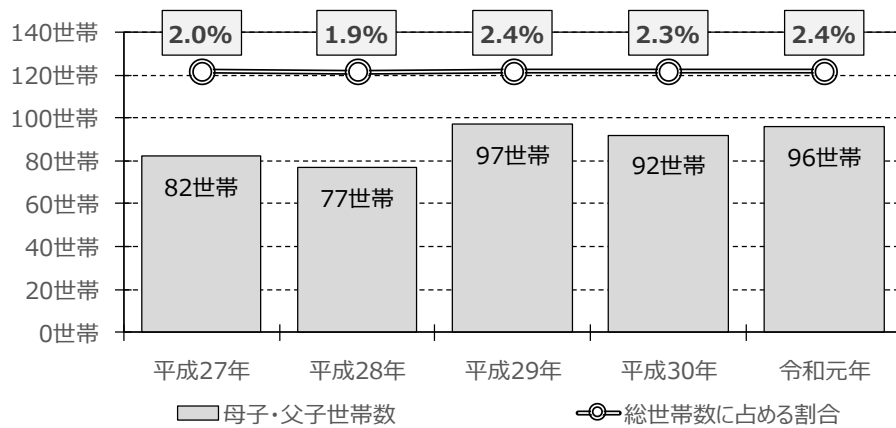


各年6月30日現在

高齢者のいる世帯数は年により若干の増減はあるものの、平成29年以降、2,900世帯をやや下回る水準で推移しています。

総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合は7割前後で推移しており、平成29年以降はやや割合が高まっています。

3) 母子・父子世帯数の推移



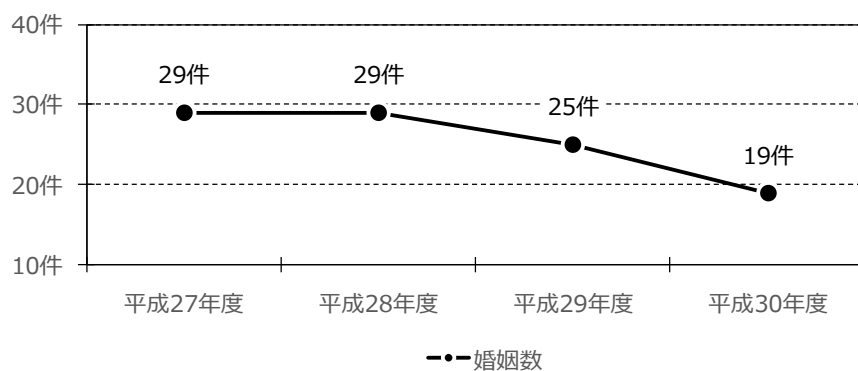
各年6月30日現在

母子・父子世帯数はやや増加傾向にあり、平成29年以降は90世帯を超える水準で推移しています。

総世帯数に占める母子・父子世帯の割合は、2%前後で推移しており、令和元年は平成27年に比べて0.4ポイント上昇し、2.4%となっています。

2 婚姻・出生の状況

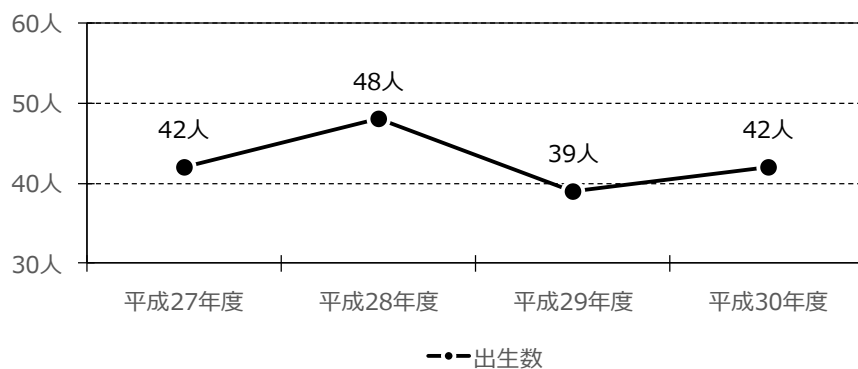
(1) 婚姻数の推移



各年度計

婚姻数は減少傾向にあり、平成27年度の29件から平成31年度（令和元年度）には19件と10件の減少となっています。

(2) 出生数の推移

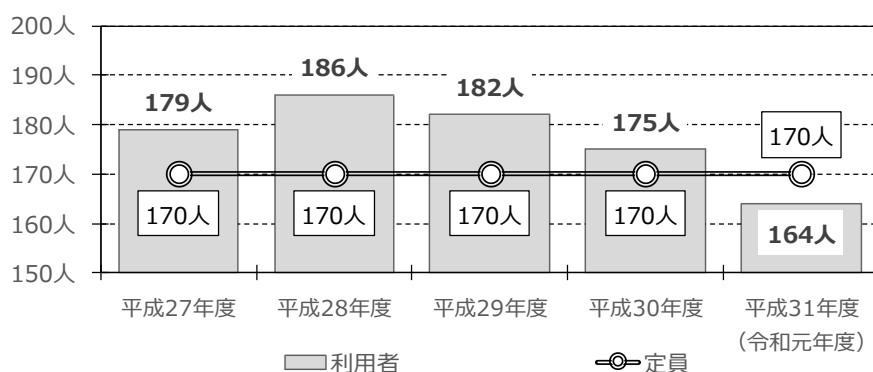


各年度計

出生数は年度により増減はあるものの、40人前後で推移しています。

3 子どもを取り巻く状況

(1) 保育園の状況

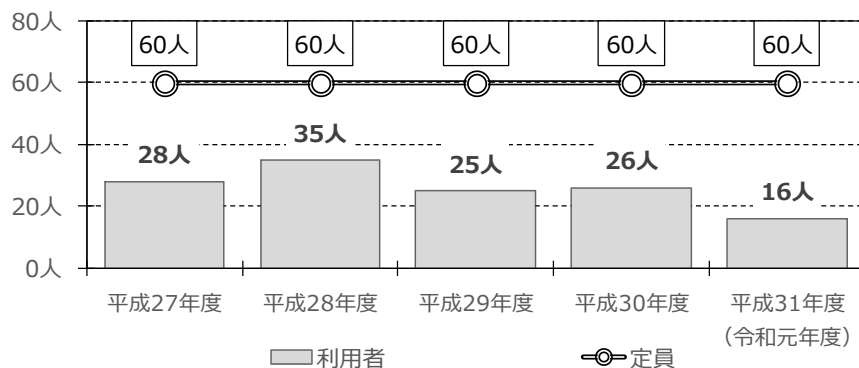


各年度4月1日現在

保育園の定員は、平成27年度以降170人で一定となっていますが、平成30年度までは定員を上回る170人以上の利用者数となっていました。

利用者数は平成28年度の186人をピークに減少傾向にあり、平成31年度（令和元年度）には定員を下回る164人となっています。

(2) 幼稚園の状況



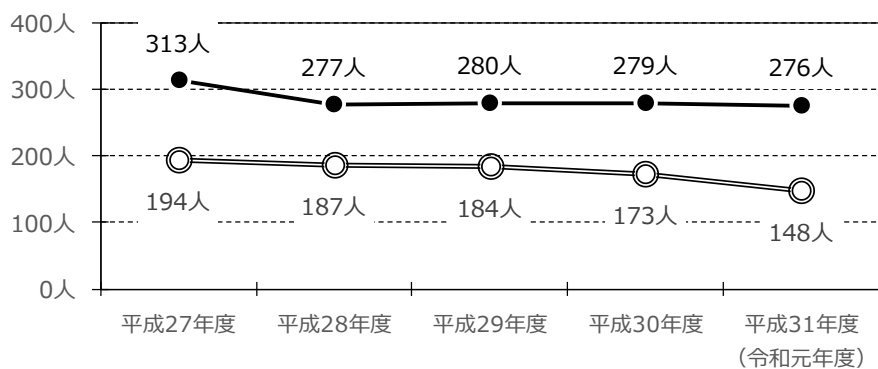
各年度5月1日現在

幼稚園の定員数は平成27年度以降60人で一定となっています。

利用者数は平成27年度以降定員を上回ることなく、平成28年度の35人をピークに減少傾向にあり、平成31年度（令和元年度）には16人と、平成28年度の半分程度の水準まで減少しています。

なお、定員数については令和2年度から、60人を25人に改定します。

(3) 小・中学校の状況



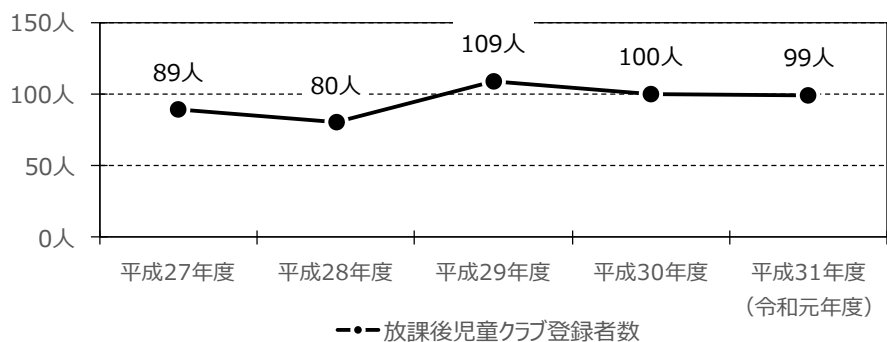
各年度5月1日現在

小学校児童数は平成27年度の313人から、平成31年度（令和元年度）には276人と、37人の減少となっています。

中学校生徒数は平成27年度には194人でしたが、平成31年度（令和元年度）には148人と、46人の減少となっています。

減少数は中学校の方が多いものの、平成27年度に比した平成31年度（令和元年度）の水準をみると、小学校は88%と8割台の水準を維持しているのに対して、中学校は76%と平成27年度の7割台の水準まで減少しています。

(4) 放課後児童クラブの状況



| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 (令和元年度) |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 1年生 | 33人 | 25人 | 43人 | 39人 | 28人 |
| 2年生 | 22人 | 36人 | 28人 | 37人 | 36人 |
| 3年生 | 34人 | 18人 | 38人 | 24人 | 35人 |
| 4年生 | — | 1人 | — | — | — |
| 5年生 | — | — | — | — | — |
| 6年生 | — | — | — | — | — |
| 計 | 89人 | 80人 | 109人 | 100人 | 99人 |

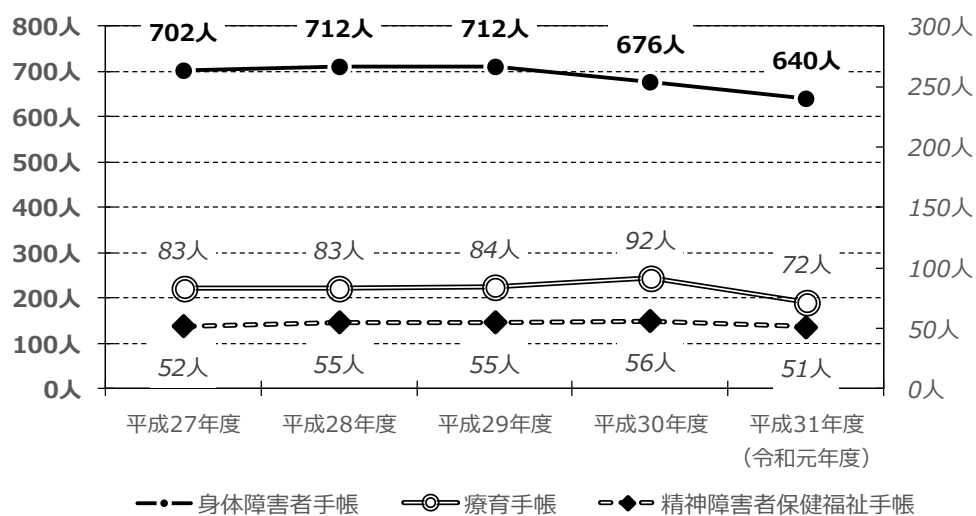
各年度5月1日現在

放課後児童クラブの登録者数の推移をみると、平成28年度にかけていったん減少したものの、平成29年度には再び増加し、109人となり、以降、平成31年度（令和元年度）まで100人前後で推移しています。

放課後児童クラブの対象者は1～3年生であり、4～6年生については、放課後児童学習支援事業において受け入れを行っています。

4 障がい者を取り巻く状況

(1) 障害者手帳の所持状況



各年度3月末現在
※平成31年度(令和元年度)は9月末現在の値

障害者手帳の所持状況を見ると、「身体障害者手帳」所持者が圧倒的に多くなっていますが、所持者数はやや減少傾向にあり、平成28・29年度の712人をピークに、600人台に減少しています。

「療育手帳」所持者はやや増加傾向にあり、平成30年度には92人となっています。

「精神障害者保健福祉手帳」所持者数はやや増加しているものの、50人台半ばでほぼ横ばいに推移しています。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

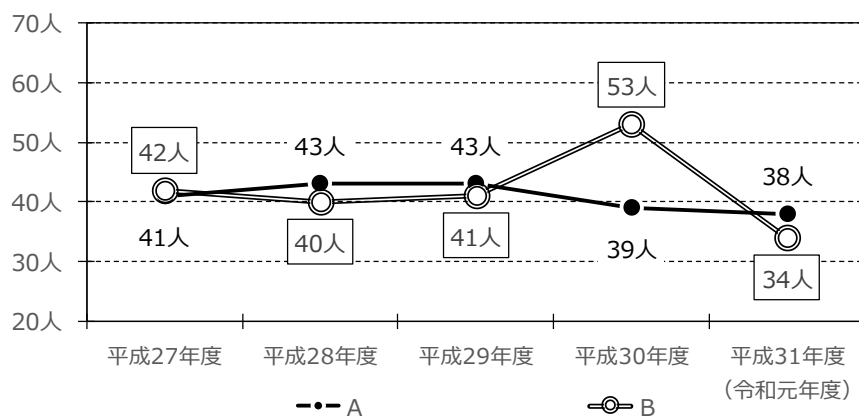
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 (令和元年度) |
|----|-----------|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 等級 | 1級 | 183人 | 184人 | 187人 | 180人 | 137人 |
| | 2級 | 117人 | 125人 | 122人 | 113人 | 118人 |
| | 3級 | 138人 | 140人 | 135人 | 122人 | 134人 |
| | 4級 | 171人 | 168人 | 174人 | 165人 | 163人 |
| | 5級 | 49人 | 50人 | 50人 | 49人 | 43人 |
| | 6級 | 44人 | 45人 | 44人 | 47人 | 45人 |
| 種類 | 視覚障害 | 40人 | 40人 | 36人 | 38人 | 35人 |
| | 聴覚・平衡機能障害 | 69人 | 76人 | 77人 | 73人 | 69人 |
| | 音声・言語障害 | 9人 | 9人 | 10人 | 8人 | 7人 |
| | 肢体不自由 | 418人 | 415人 | 413人 | 391人 | 365人 |
| | 内部障害 | 166人 | 172人 | 176人 | 166人 | 164人 |

各年度3月末現在
 ※平成31年度(令和元年度)は9月末現在の値

等級別の内訳をみると、年度により増減はあるものの、各等級の人数に大きな変化はなく、「1級」と「4級」が多く、「5級」と「6級」は少ない状況となっています。

障がいの種類別では、「肢体不自由」が圧倒的に多く、全体の半数以上を常に占めています。ついで「内部障害」が多く、「内部障害」はやや増加傾向にあります。

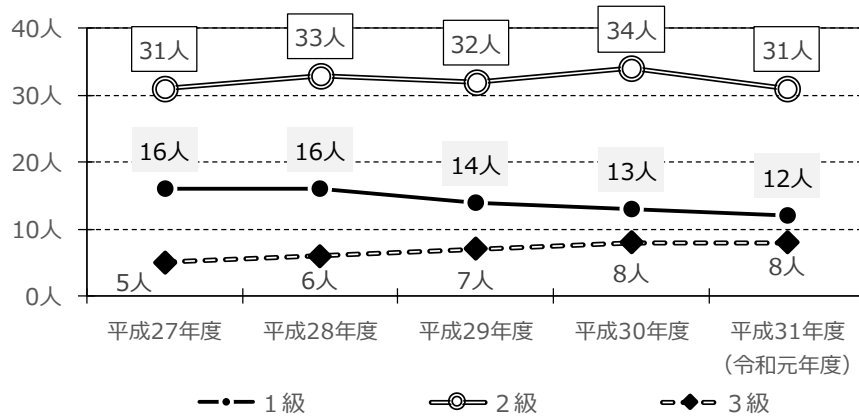
(3) 療育手帳所持者の状況



各年度3月末現在
 ※平成31年度(令和元年度)は9月末現在の値

「療育手帳」所持者の等級の内訳をみると、「A」、「B」とともに概ね40人前後で推移していますが、平成30年度には「B」が53人と一時的に増加しています。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

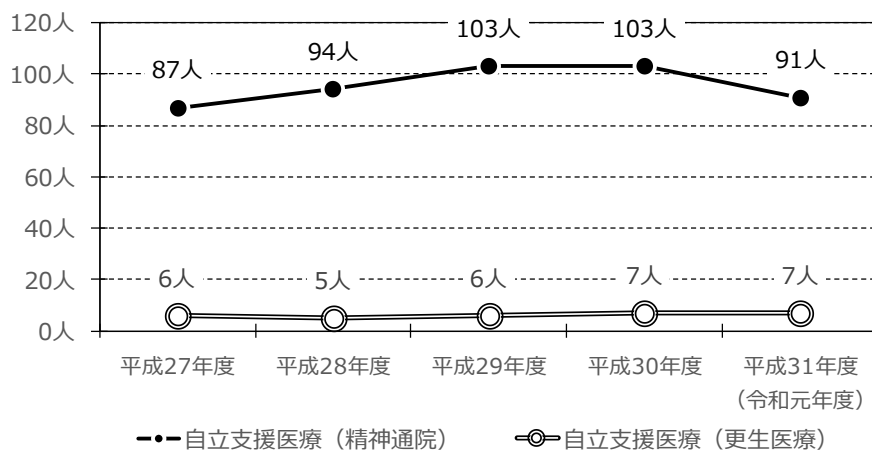


各年度3月末現在
 ※平成31年度(令和元年度)は9月末現在の値

「精神障害者保健福祉手帳」所持者の等級の内訳をみると、「2級」がもっとも多く、30人台で推移しています。

ついで「1級」が多くなっていますが、人数はやや減少傾向となっており、反対に「3級」はやや増加傾向となっています。

(5) 自立支援医療等の状況

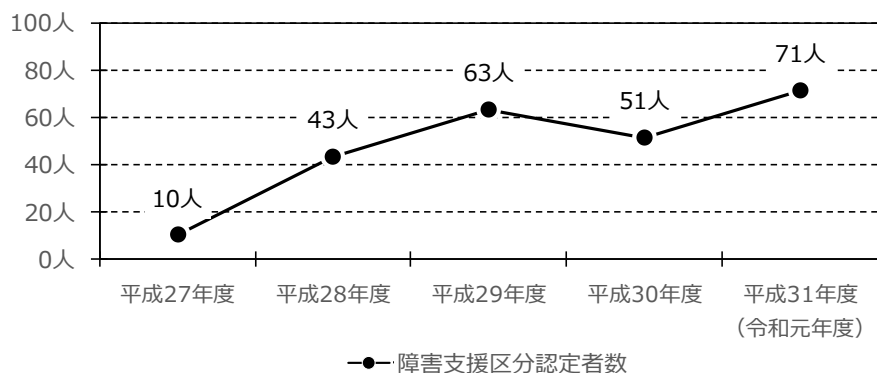


各年度3月末現在

自立支援医療の受給状況をみると、「自立支援医療(精神通院)」が多く、平成29・30年度には103人と100人を超えています。

「自立支援医療(更生医療)」については、5～7人でほぼ横ばいに推移しています。

(6) 障害支援区分の認定状況



| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 (令和元年度) |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------------------|
| 区分1 | 0人 | 0人 | 3人 | 1人 | 1人 |
| 区分2 | 1人 | 1人 | 3人 | 3人 | 5人 |
| 区分3 | 2人 | 9人 | 15人 | 12人 | 15人 |
| 区分4 | 1人 | 9人 | 14人 | 14人 | 17人 |
| 区分5 | 2人 | 7人 | 13人 | 9人 | 17人 |
| 区分6 | 4人 | 17人 | 15人 | 12人 | 16人 |
| 児童 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 計 | 10人 | 43人 | 63人 | 51人 | 71人 |

各年度3月末現在
 ※平成31年度(令和元年度)は9月末現在の値

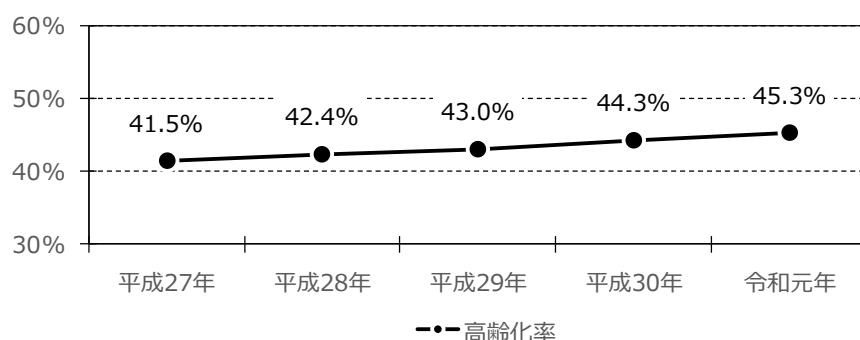
障害支援区分の認定者数は増加傾向にあり、平成27年度の10人から平成31年度(令和元年度)には71人と、7倍まで増加しています。

区分の内訳をみると、平成28年度には「区分6」が特に多く、全体の4割程度を占めていましたが、平成29年度以降は、区分3～6のそれぞれ概ね2割台を占めています。

「区分1」と「区分2」については、該当者が少ない状況となっています。

5 高齢者を取り巻く状況

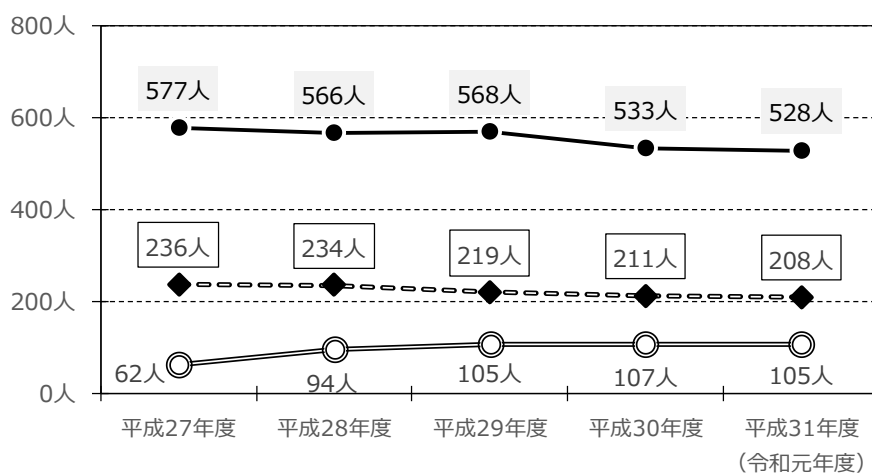
(1) 高齢化率の推移



各年6月30日現在

高齢化率は平成27年の時点で4割を超え、以降、右肩上がりに上昇し、令和元年には45.3%となっています。

(2) 介護保険サービスの利用状況



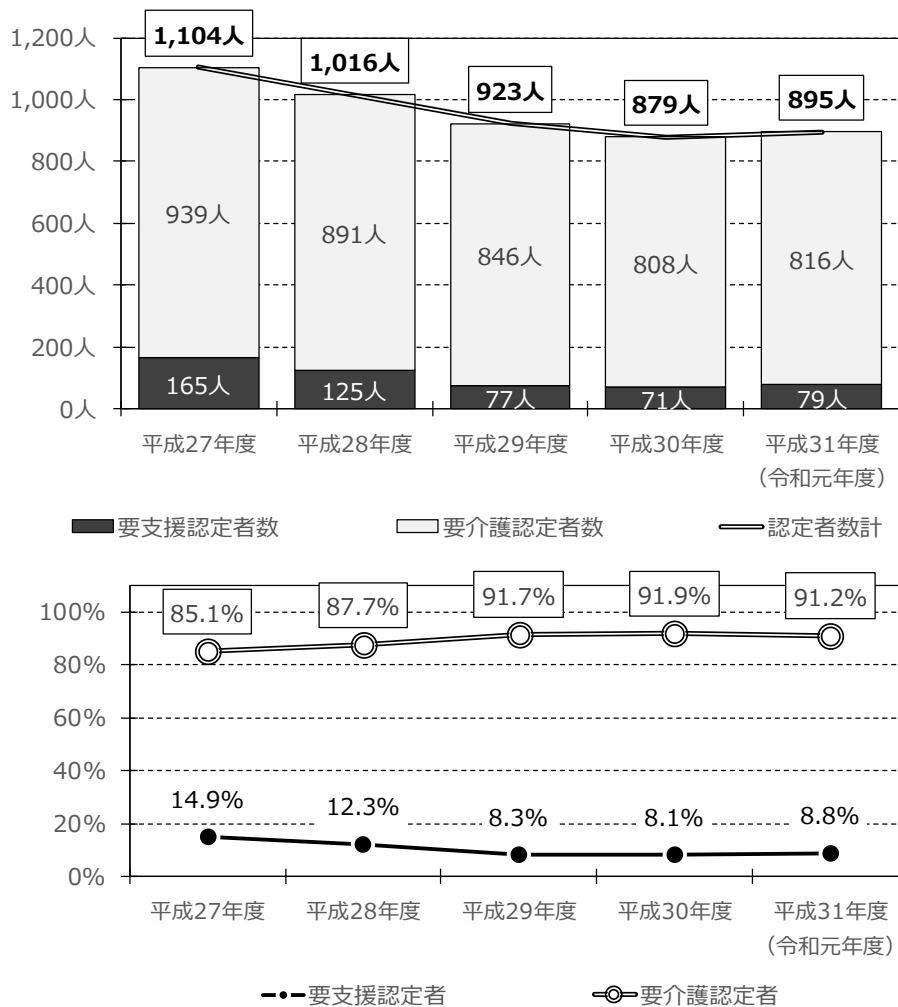
—●— 居宅介護（介護予防）サービス受給者数 ○— 地域密着型（介護予防）サービス受給者数
-◆- 施設介護サービス受給者数

各年度平均
※平成31年度（令和元年度）は8月末現在の値

介護保険サービスの利用状況を見ると、「居宅介護（介護予防）サービス受給者数」の受給者数が500人台でもっとも多いものの、やや減少傾向にあります。ついで「施設介護サービス受給者数」の受給者が200人台で多くなっているものの、受給者数はやや減少傾向となっています。

一方、「地域密着型（介護予防）サービス受給者数」の受給者数は人数的に少ないものの、増加傾向にあり、平成29年度以降は100人を超えています。

(3) 要支援・要介護認定数の推移



| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 (令和元年度) |
|-------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| 要支援 1 | 26人 | 16人 | 11人 | 10人 | 11人 |
| 要支援 2 | 139人 | 109人 | 66人 | 61人 | 68人 |
| 要介護 1 | 171人 | 144人 | 122人 | 132人 | 134人 |
| 要介護 2 | 274人 | 243人 | 249人 | 229人 | 246人 |
| 要介護 3 | 192人 | 186人 | 188人 | 191人 | 185人 |
| 要介護 4 | 180人 | 187人 | 170人 | 157人 | 151人 |
| 要介護 5 | 122人 | 131人 | 117人 | 99人 | 100人 |
| 計 | 1,104人 | 1,016人 | 923人 | 879人 | 895人 |

各年度3月末現在
 ※平成31年度(令和元年度)は8月末現在の値

「要支援認定者」、「要介護認定者」とともに平成30年度にかけて減少傾向にあり、認定者数計は平成30年度には879人まで減少となっています。

認定者の中では「要介護認定者」が圧倒的に多く、平成29年度以降、認定者全体の9割を占めています。人数は減少傾向にあるものの、平成30年度でも808人と800人を超えています。

「要支援認定者」は平成29年度以降70人台で推移しています。

6 保健事業の状況

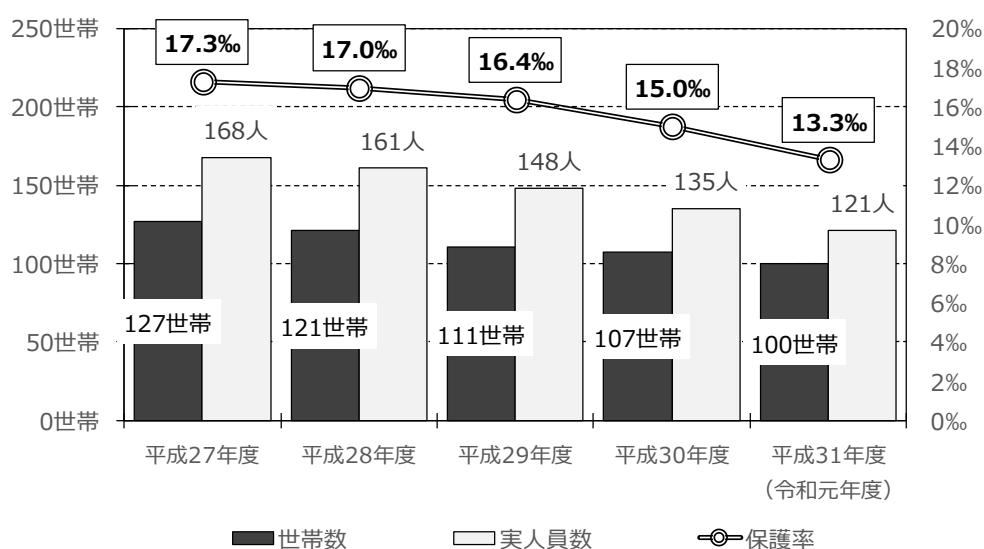
| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 健康手帳 | 交付件数 | 57件 | 30件 | 10件 | 25件 |
| 健康教育 | 回数 | 159回 | 156回 | 150回 | 141回 |
| | 延べ参加人数 | 2,378人 | 2,015人 | 1,770人 | 1,657人 |

各年度3月末現在

保健事業の状況は上記の通りとなっており、健康手帳の交付件数も、健康教育の開催数や参加人数も、やや縮小傾向となっています。

7 特別な支援を必要とする人の状況

(1) 生活保護の状況



各年度3月末現在

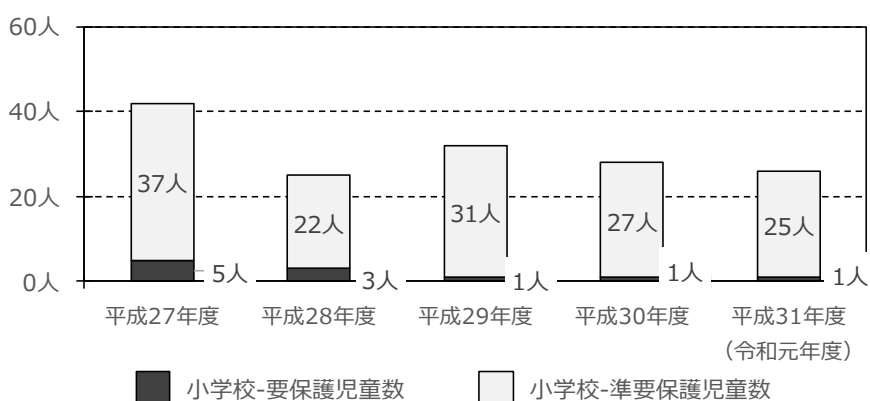
※平成31年度(令和元年度)は9月末現在の値

生活保護の状況を見ると、生活保護を受ける世帯数、実人員数ともにやや減少傾向にあり、平成31年度(令和元年度)は世帯数が100世帯、実人員数が121人となっています。

保護率も減少しており、平成31年度(令和元年度)には13.3%となっています。

(2) 要保護・準要保護児童・生徒の状況

1) 小学校

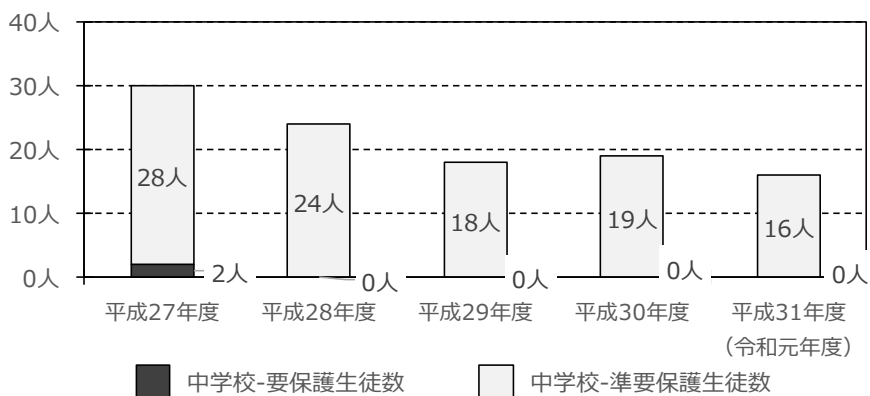


各年度5月1日現在
※平成31年度(令和元年度)は5月1日現在の値

要保護・準要保護児童の状況を見ると、要保護児童は少なく、平成27年度の5人から平成29年度以降は1人に減少しています。

準要保護児童も平成27年度には37人でしたが、年度による増減はあるものの減少傾向にあります。

2) 中学校



各年度5月1日現在
※平成31年度(令和元年度)は5月1日現在の値

要保護・準要保護生徒の状況を見ると、要保護生徒は平成27年度に2人でしたが、平成28年度以降は0人となっています。

第3章 計画の方向性

1 計画における役割分担

(1) 町民・地域・行政の役割

1) 町民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は町民一人ひとりです。町民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

一人ひとりの町民には、地域の生活課題に対して関心を持ち、理解を深め、問題解決のために必要な知識などを深めていくとともに、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して積極的に参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

① 地域で活動する諸団体（町内会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの町民を支える地域の様々な活動団体（町内会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な町民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し、行政など関係する機関へつなげていくことや、町民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また町民の活動のサポートを行うことなど、地域に密着し、個々の町民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

② 福祉事業者

福祉サービスの提供を通じて、町民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。

③ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は町民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて、行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

3) 行政の役割（公助）

行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に町民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取り組みを行います。

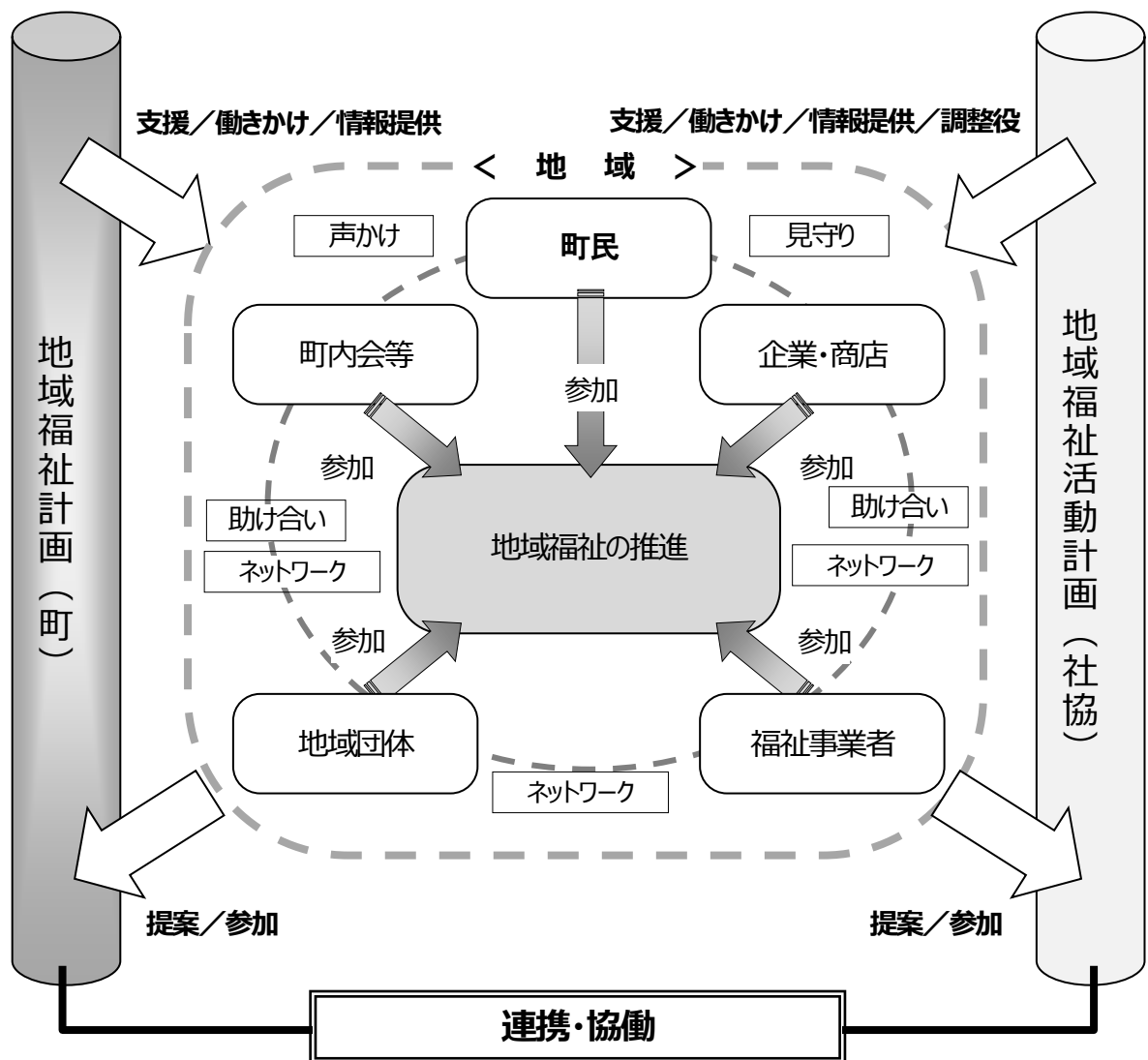
また、町民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるように、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、共に支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組んでいきます。

町民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にし、気軽に相談できる体制を構築し、何でも相談できる安心感と、問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組んでいきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

行政計画である「地域福祉計画」は五城目町の地域福祉の推進における今後の基本方向や取り組みの指針について整理したものであり、社会福祉協議会の取りまとめる民間計画である「地域福祉活動計画」は行政計画である「地域福祉計画」に掲げられた基本方向の実現に向けて町民一人ひとりや地域で活動する諸団体が具体的にどのような活動を行うことができるのかについて取りまとめるものとなります。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は五城目町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置づけられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。



2 計画推進の視点

地域福祉の推進を図るためには、町民一人ひとりが5年後、10年後の自身や地域の姿を想像し、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすために必要なことについて考え、できることから積極的に取り組む意識を持つことが重要となります。

そのために、町民一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、地域の人々との交流や各種の事業などを通じ、必要な知識などを身につけ、地域のつながりの中で各自が自分の能力を発揮して互いに支え合う地域づくりの必要性が高くなっています。

行政に対しては、個人や地域だけでは解決できない課題に対する支援や、地域福祉のための諸活動が行いやすい環境の整備などの取り組みの強化が求められています。

特に、地域の多様な交流から生まれる人のつながりの強化などが地域福祉推進のための諸活動において重要であり、啓発活動や交流事業の充実などによる環境づくりが必要となっています。

そこで、互いに支え合う地域づくりが効果的に推進されるように、以下の4つの視点に留意して個々の取り組みを進めていきます。

視点：気づく⇒育てる⇒つなげる⇒支え合う

情報提供や啓発活動により、地域や福祉に対する関心を高め、地域への関心を持った人や地域で活動する諸団体に適切な学習の機会を提供することで、地域福祉の担い手を育て、地域福祉の推進に向けて主体的に行動する個人や団体をつなぐネットワークを構築し、町民、地域、行政が相互に支え合い、五城目町全体の地域福祉の推進を図ることを目指します。

○一人ひとりが地域の問題に気づき、「我が事」として行動する

地域福祉の推進にあたっては、町民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を「他人ごと」ではなく「我が事」としてとらえ、それぞれができることを行うことで互いに支え合うことができる環境を整えることが重要となります。

○地域の問題の解決に向けて行動できる人を育てる

地域の問題に気づき、「我が事」としてとらえ行動する町民を増やしていくためには、正しい知識や理解のための情報提供・啓発活動のさらなる充実が求められます。また地域で活躍するために必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進、地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも必要となります。

○個々の取り組みをつなげ、地域全体で展開する

さらに、個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワークを構築し、自助、共助のもとに地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

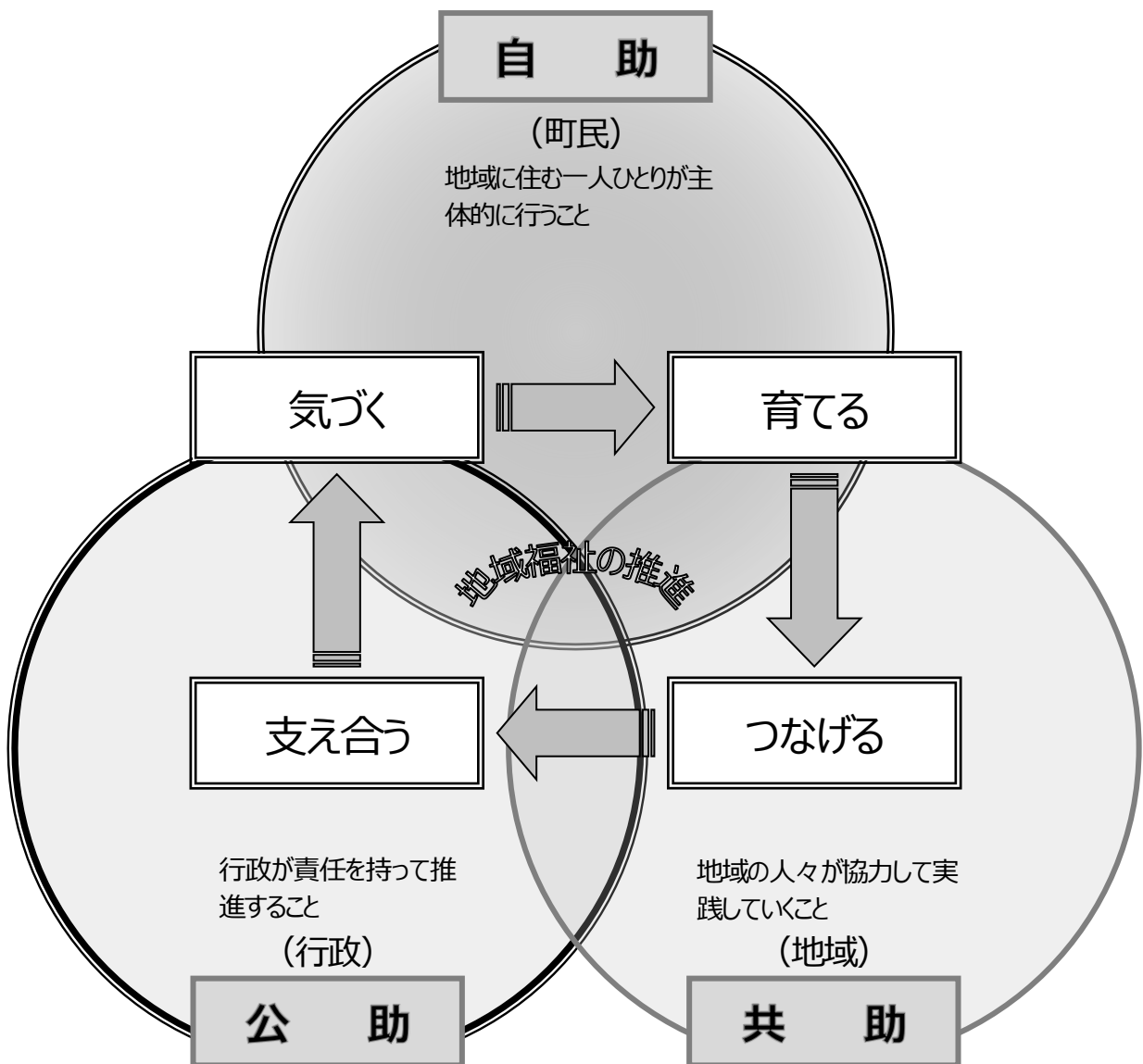
○地域で支え合いながら、健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進

本町の取り組みとしては、こうした地域全体のつながりを支えるとともに、個人や地域では対応できない課題に対して、きめ細かな福祉サービスを提供することが求められます。

地域福祉は行政だけではなく、町民一人ひとり、地域で活動する諸団体や事業者が連携し、地域で互いに助け合い、支え合って推進していくものです。

相互に助け合うことができる体制を整備するためには、町民、地域、行政がそれぞれ地域の中で期待されている役割を果たし、相互の取り組みがにつながるネットワークや共に助け合う気持ちを持った地域コミュニティの確立が不可欠です。

そこで、本計画の推進にあたっては、自助・共助・公助のそれぞれの役割に基づき、4つの視点から相互の連携を高め、各々の活躍や取り組みがにつながることで、地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



3 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

五城目町総合発展計画では、まちの将来像を「人とまちが響きあう ころやすらぐ悠紀の郷 五城目」として、人とまちの持つ個性が響き合い、“五城目らしさ”、“安心”、“安全”、“魅力”、“協働”、“自立”を今後のまちづくりの基本的な考え方とし、未来へ向けてさらに発展していくために、新たな“活気”とともに、誇りの持てるまち（ふるさと）をともに創ることを目指しています。

この将来像に向けて、施策大綱の基本目標として

健康・医療・福祉分野においては、

「元気で安心して幸せを実感できるまちへ」

住民協働・地域交流分野においては、

「明日をともに創るまちへ」とし、

それぞれの分野の具体的な施策・事業については、個別計画に基づいて推進しています。

さらに、五城目町社会福祉協議会が策定した“地域福祉活動計画”では、地域で暮らす誰もが、“ふれ愛”・“ささえ愛”・“たすけ愛”「住みなれた地域でいきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、一人ひとりが人として尊敬をもって、家族や地域のなかで障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい生活を送ることができるよう

1. 福祉のまちづくりに向けた協働活動の強化
2. 福祉サービスの推進と総合支援体制の強化
3. 経営基盤、組織化の強化

の3項目を基本方針に定め、町と連携しながら福祉事業を展開しています。

福祉分野における上位計画である本計画においては、町民が相互に助け合い、共に生きる地域社会を構築していくため、町民一人ひとりが地域の主役となって活躍し、互いに支え合いながら地域づくりを推進するための行動指針として、“一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、共に支え合いながら暮らすまち 五城目町”を基本理念とします。

住民一人ひとりの生活上の困難や生きづらさなど「他人事」になりがちな地域の課題に対し、地域住民が「我が事」としてとらえ、その解決を図る地域づくりに主体的に参画することが求められており、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

**一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、
共に支え合いながら暮らすまち 五城目町**

(2) 基本施策

基本理念の実現に向け、以下の基本施策に沿って、気づく⇒育てる⇒つなげる⇒支え合うの4つの視点のサイクルに留意しながら、個々の取り組みを計画的に推進していきます。

基本施策1：地域で共に支え合う福祉の推進

基本施策2：健康づくり、生きがいづくりの推進

基本施策3：子どもと子育て家庭に対する支援

基本施策4：障がいのある人たちの生活の支援

基本施策5：高齢者の生活を支える支援の推進

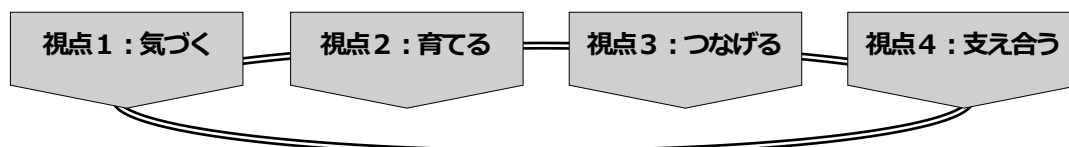
基本施策6：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

4 施策の体系

<基本理念>

一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、
共に支え合いながら暮らすまち 五城目町

<計画推進の視点>



<基本施策>

基本施策1：地域で共に支え合う福祉の推進

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 意識啓発・情報提供の推進 | p.31～ |
| (2) 相談体制の整備・充実 | p.32～ |
| (3) 地域を支える総合的なネットワークの構築 | p.33～ |
| (4) 地域を支える人材・団体の育成 | p.35～ |
| (5) 虐待防止対策の推進 | p.37～ |
| (6) 権利擁護の推進 | p.38～ |

基本施策2：健康づくり、生きがいづくりの推進

- | | |
|-----------------|-------|
| (1) 保健事業の推進 | p.41～ |
| (2) 生きがいづくりへの支援 | p.44～ |
| (3) 医療負担の軽減 | p.45～ |

基本施策3：子どもと子育て家庭に対する支援

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 保育サービスの充実 | p.48～ |
| (2) 子どもたちの学習環境や居場所の確保 | p.49～ |
| (3) 子どもたちの多様な交流の促進 | p.51～ |
| (4) 個別のケアを必要とする子どもたちへの支援 | p.53～ |
| (5) 子育て家庭への経済的支援 | p.54～ |

基本施策4：障がいのある人たちの生活の支援

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 障がい者支援に関わるサービスの充実 | p.56～ |
| (2) 障がい者の生活向上に向けた環境の整備 | p.57～ |

基本施策5：高齢者の生活を支える支援の推進

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 高齢者の健康づくりの推進 | p.59～ |
| (2) 認知症予防の推進 | p.60～ |
| (3) 高齢者の在宅生活の支援 | p.61～ |
| (4) 介護サービスの充実 | p.62～ |

基本施策6：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 防災対策の推進 | p.64～ |
| (2) 交通安全対策の推進 | p.68～ |
| (3) 防犯対策の推進 | p.69～ |
| (4) 快適な生活環境の整備 | p.71～ |
| (5) 働きやすい環境の整備 | p.72～ |
| (6) 生活にかかる経済的な負担の軽減 | p.73～ |

第4章 施策の展開

基本施策1：地域で共に支え合う福祉の推進

地域福祉の推進を図るためには一人ひとりに地域のことをより知ってもらい、地域の中の課題に気づき、地域の中でできることに積極的に取り組んでいってもらうことが大切になります。

一人ひとりが主役となり、地域の中で活躍してもらうために、地域福祉に関する幅広い情報提供や啓発活動に取り組むとともに、具体的な地域活動への参画に向けたきっかけづくり、各種の福祉教育の実施、活動の担い手となる人材の育成などを行い、地域福祉の推進に向けて自ら考え行動できる人を育てる取り組みの充実を図ります。

また、個々の取り組みがより効果的に進められるように地域福祉に関わる個人や団体のネットワークを構築し、ともに支え合う仕組みづくりを強化していきます。

さらに、一人ひとりの尊厳を守り、地域の中でその人らしく暮らしていくことができるように、虐待防止対策や権利擁護の取り組みを推進していきます。

(1) 意識啓発・情報提供の推進

広報誌やホームページを通じて、地域福祉に関する情報や地域の情報などについて情報提供を行っています。情報提供に際しては、正確で分かりやすいものとなるように留意し、町民に伝わる情報提供に努めます。

① 広報ごじょうめの発行

【事業の概要と方向性】

毎月1日に町の広報誌を全世帯に配布しています。「広報ごじょうめ」は、町ホームページでも公開しています。

基本的には、「お知らせ」型広報として発行していますが、福祉分野においては、新たな制度や各種手続きなどについて分かりやすく町民に対して広報する必要があると考えられます。

そこで、今後は行政からの一方的な情報提供ではなく、町民に分かりやすく正確な情報の提供に努めていきます。

【担当課/関係課】

まちづくり課/全課

② 五城目町ホームページ配信

【事業の概要と方向性】

インターネット上のウェブサイトを開設し、町の情報を発信しています。

広報誌と同様に、基本的には、「お知らせ」型広報としてホームページで情報発信をしていますが、福祉分野においては、新たな制度や各種手続きなどについて分かりやすく町民に対して広報する必要があると考えられます。

そこで、今後は行政からの一方的な情報提供ではなく、町民に分かりやすく正確な情報の提供に努めていきます。

【担当課/関係課】

まちづくり課/全課

(2) 相談体制の整備・充実

地域における課題の把握と、町民の抱える課題の解決につなげるため、多様な相談窓口を整備するとともに、関係機関との連携を図り、効果的な対応を図ることができるようにしていきます。

① 総合相談体制の整備

【事業の概要と方向性】

各種相談窓口の PR と、相談窓口の情報の共有による連携強化と総合相談体制の確立に努めていますが、現在のところ、緊急な相談事例へ優先的に対応する体制が不十分と考えられます。

緊急相談への対応も含め、あらゆる相談に対応できるように、関係機関との連携を図りながら取り組んでいきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

② 弁護士による無料困りごと相談会

【事業の概要と方向性】

家庭や金銭問題等の法律的助言等を求める町民に対して、弁護士による無料困りごと相談会を年 4 回開催しています。

毎回利用者がおり、相談窓口として重要な事業の一つと考えられることから、今後も事業の周知に努め、継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

健康ごじょうめ 21 計画、五城目町自殺対策計画

③ 児童相談

【事業の概要と方向性】

虐待・不登校等学校からの情報提供や相談、保護者からの相談、個別対応などを行っています。

今後も、関係機関との連絡を密にし、迅速に対応します。

【担当課/関係課】

健康福祉課、学校教育課

(3) 地域を支える総合的なネットワークの構築

様々な活動を通じて地域の関係機関や団体が連携を図ることができるように、多様な連携の取り組みを実施していきます。また、まちづくり活動チャレンジ支援事業やコミュニティ生活圏形成事業などを通じて連携のモデルとなる事業を展開し、他の地域へと効果的な取り組みを展開していきます。

①地域福祉活動の連携

【事業の概要と方向性】

社会福祉協議会、NPO等、関係機関との連携の体制を構築し、地域に暮らす住民との多様な福祉活動を推進していきます。

今後も社会福祉協議会と連携し、共通認識を形成し、情報交換や協議の開催に努めるとともに、地域ケア会議を積極的に進め、ネットワークを構築し、地域に不足するサービス提供に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

②まちづくり活動チャレンジ支援事業

【事業の概要と方向性】

地域課題の解決や地域活性化に向けて、町民活動団体と町が協働で行う事業(高齢者主体のコミュニティビジネス、子育て支援イベント、健康増進支援イベント、買物タクシー運行など)の取り組みを支援しています。

支援制度運用後も、町内会単独または協働による取り組みが少なく、ある程度課題解決に向けた事業を選定し、地域住民が利用しやすい制度の運用が必要になっていると考えられます。

今後は、地域課題についての話し合いを行うためのワークショップを行政側が先行して行うなどの取り組みを検討していきます。

【担当課/関係課】

まちづくり課/関係課(チャレンジ支援事業に関係する課)

③コミュニティ生活圏形成事業

【事業の概要と方向性】

人口減や高齢化の進展により、地域コミュニティの活力低下が懸念され、集落機能を維持させるため複数集落を単位とする、地域全体の将来をデザインする「コミュニティ生活圏」の形成を推進しています。

ワークショップ開催などにより、日常生活を維持するための買い物や通院などの対策や、元気な地域づくりについて話し合い、ランドデザインを策定し、地域住民が主体となって事業を実施する地域運営組織の地域形成に向けて、現在、馬場目地区をモデル地区として、その取り組みを支援しています。

地域住民が主体となって、持続可能な暮らしを維持する取り組みを展開することが最終的な目標となりますが、今後の取り組みの中で、地域づくり人材の発掘や育成が重要な課題となっています。

そこで、地域おこし協力隊、集落支援員の配置により、地域住民主体の取り組みを支援する体制を整え、高齢者の暮らしを支える取り組みを支援していきます。

【担当課/関係課】

まちづくり課/関係課(地域住民が主体となって行う事業に関する課)

【関係する計画】

第2期五城目町まち・ひと・しごと創成総合戦略

④地区公民館活動の充実

【事業の概要と方向性】

地域においてもっとも身近な施設である公民館を拠点に健康増進、交流活動の充実を図っています。

地域それぞれにあった活動に努めており、今後も継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

生涯学習課

⑤地域と連携した活動の推進

【事業の概要と方向性】

地域や学校と連携し、安心・安全で明るく住みよい地域の実現を目指しています。

現在は郷土芸能等で連携を行っており、今後も拡大しながら地域との連携を図っていきます。

【担当課/関係課】

生涯学習課

(4) 地域を支える人材・団体の育成

地域における福祉活動を支える人材や団体の育成を図るために、町民を対象とした各種の講座を実施するとともに、団体の活動の支援を行い、地域福祉の担い手の確保につなげていきます。

① 保健福祉に係る人材育成

【事業の概要と方向性】

保健福祉研修等の機会を増やすとともに、国、県の主催する研修会に積極的に参加し、町職員(専門相談員等)の資質の向上を図ります。

町職員の事務量の多さから、研修会への参加が難しい状況もあるため、事務の見直しを図り、研修会への積極的な参加を図ります。

【担当課/関係課】

健康福祉課

② 各種の生涯学習事業・講座の推進

【事業の概要と方向性】

新しい時代に即応する多様化する学習需要への対応と、生涯学習活動の推進を図っています。

講座及び教室運営が固定化されている状況にあるため、時代に即した教室運営を考慮しながら、継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

生涯学習課

③ 認知症サポーター養成講座

【事業の概要と方向性】

養成講座用のDVDを活用して、認知症サポーター養成講座を開催しています。

参加者の知識や技術、関心の維持・向上を図るためには開催後のフォローアップが必要と考えられるため、今後はこれまでの参加者へのフォローアップを実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

④ 介護予防サークル支援

【事業の概要と方向性】

介護予防教室終了後に立ち上げた自主サークルについて、専門職による指導や支援・フォローアップを実施しています。

継続して参加していた人が、病気や家庭の理由(配偶者が要介護等)、年齢を重ねることで参加できなくなり、参加人数が少しずつ減少している状況があります。

新しい参加者を増加させるため、他の介護予防教室参加者に声かけしたり、広報誌に掲載するなど、情報発信を行い、自主サークルの立ち上げにつなげていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑤老人クラブ助成事業

【事業の概要と方向性】

老人クラブ連合会、各単位クラブの運営支援を目的とする助成金を支給しています。
今後も継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑥手をつなぐ親の会

【事業の概要と方向性】

手をつなぐ親の会は知的障がい者と保護者の会で、総会・レクレーションを実施しています。
近年、会員数が減少しており、体制の見直しが必要と考えられるため、療育手帳交付時に会についての周知を行うように努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑦ゲートキーパー養成研修事業

【事業の概要と方向性】

心の健康づくりや自殺予防活動に関する基本的知識と技術を身につけ、ボランティアとして地域で活動する人を養成し支援します。また、ゲートキーパーとなった後にフォローアップすることで、仲間同士の交流を図りながら、研修後も活動を継続することができるように支援します。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることができる人のことです。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

五城目町自殺対策計画

(5) 虐待防止対策の推進

すべての人が虐待により人権を損なわれることがないように、関係機関との連携を図り、相談から安全の確保、生活の再建に至るまでの総合的な支援を行っていきます。

①虐待の防止

【事業の概要と方向性】

虐待の防止と虐待の相談・通報体制の整備を行っています。

緊急性の高い事案に対して優先的に対応することができる体制が必要となるため、生命の安全を優先的に考え、町民の安全、安心な生活継続のために、緊急な相談に優先的に対応する体制の構築に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

②ドメスティック・バイオレンス (DV) 関係

【事業の概要と方向性】

相談支援と関係機関との連携を行っています。

関係機関との連携に際してはプライバシー保護との兼ね合いもあるため、相談支援の体制を整備し、関係機関との連携を密にし、関係機関とともにプライバシー保護に努めていきます。

【担当課/関係課】

住民生活課/健康福祉課

(6) 権利擁護の推進

すべての人がその人らしく生活することができるように権利擁護の取り組みを推進するとともに、各種の相談体制を整備し、自立した生活が維持されるように取り組んでいきます。

① 権利擁護の推進

【事業の概要と方向性】

権利擁護の推進にあたっては、以下の点に留意して取り組んでいます。

- 1) 人間の尊厳と人権尊重思想の推進
- 2) 相談関係機関との連携による権利擁護事業の利用支援
- 3) 成年後見制度の利用促進
- 4) 福祉サービスに対する苦情への適切な対応

社会福祉協議会の日常生活自立支援事業との連携が必要であり、社会福祉協議会との連携を密にして取り組んでいます。

また、判断が不十分な町民が地域において、自立した生活が送れるよう、事業の周知と新たなニーズの開拓に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

② 生活困窮者自立相談支援事業の推進

【事業の概要と方向性】

仕事や病気、借金など様々な理由で経済的に困窮している人からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③ 成年後見制度利用促進の推進

【事業の概要と方向性】

認知症高齢者をはじめとした判断能力の十分でない成年者の権利を守るため、成年後見制度利用促進の支援を行っています。

【担当課/関係課】

健康福祉課

成年後見制度利用促進の推進

○ 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護し、支援するための制度です。

認知症高齢者や知的障がい者あるいは精神障がい者などの判断能力の不十分な方々は、財産の管理や身上監護についての契約や相続などの法律行為を行うことが困難です。このため、判断能力の不十分な方に代わって契約を締結したり、誤った判断により締結した契約を取り消す権限を成年後見人に付与することができることになっています。

成年後見制度は、民法で規定されていた「禁治産者・準禁治産者宣告の制度」を見直し、平成 12 年（2000 年）4 月 1 日から施行されました。社会福祉の構造改革においても、「措置制度」から「契約制度」へと変わり、利用者自らがサービスや事業者を選択し、契約する制度へと転換が図られました。

法定後見制度は、「後見」「補佐」「補助」の 3 つに分かれており（以下「後見等」という。）、判断能力に応じて選ぶことができます。家庭裁判所が、成年後見人、補佐人、補助人を選任し、本人の代理として法律行為を行ったりすること等により、本人を保護、支援します。

○ 制度の利用促進の方向性

町では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及びに基づいて、利用者がメリットを実感できるように成年後見制度を総合的かつ計画的に推進します。

また、今後、国から新たな施策や方針が示された場合でも柔軟に対応し、認知症等の高齢者をはじめ、権利行使に不安のある成年者の権利を擁護し、必要なサービスが行き届くよう、社会福祉協議会や関係機関との連絡調整を図りながら、制度の周知と利用促進を図ります。

○ 制度の利用促進に向けた取り組み

| 施策・事業名 | 内容・取り組み方向 |
|-----------------|---|
| 成年後見制度の普及・啓発 | ひとり暮らし高齢者、認知症等の高齢者の増加にともない、今後この制度の利用については増加が見込まれるため、相談や制度についての普及・啓発を進めます。 |
| 成年後見制度利用のニーズの把握 | 成年後見のニーズがどれくらいあるのか把握の方法を検討し、状況の把握に努めます。 |
| 相談体制の整備 | 成年後見制度相談窓口を開設し、住民の相談に対応していますが、今後も利用者が安心して利用できる成年後見制度の相談窓口を定期的に開設します。 |
| 町民後見人の育成 | 住民の中から成年後見人候補者等を育成し、成年後見制度の円滑な運営を図るよう努めます。また、研修を修了した後も、成年後見の実務を習得し、スキルの向上ができるような機会を設けるよう検討します。 |
| 審議会、中核機関の設置検討 | 成年後見制度の利用の促進に関し、基本的な事項を調査審議するための審議会や、全体のコーディネートを行う中核機関の設置について関係機関と協議・検討します。 |
| 地域連携ネットワークの構築 | 住民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークの構築に努めます。 このネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備にあたっては、各地域における地域ケア会議、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケアシステム等、既存の資源・仕組みを活用し、連携を図りつつ進めます。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 重度の認知症等により判断能力が十分でなく、成年後見人となる親族がいなくて、日常生活の意思決定の不安や、介護保険サービス等の利用に支障がある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方を対象に、成年後見等開始審判申立てを町長が行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を町長が必要と認める者に対して行います。 |
| 日常生活自立支援事業の利用促進 | 判断能力が十分でない、高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などに対し、社会福祉協議会が実施する福祉サービスの利用援助や日常生活上の手続援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等の支援を行うサービスについて、制度を周知するとともに、利用が必要と思われる方をサービス利用へとつなげていきます。 |

④ 障害者差別解消法に係る対応

【事業の概要と方向性】

相談・事案対応等を行っています。

相談件数が少なく、町民がより相談しやすい環境づくりが必要と考えられるため、窓口への相談以外にも広く対応できるような体制づくりを進めていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

基本施策2：健康づくり、生きがいつくりの推進

高齢期にはか噛みこともない身体能力が低下していくため、若い頃から自身の健康を気づかい、無理せず健康づくりに取り組む生活習慣を確立することが大切となります。

また趣味や生きがいなどをもち、充実した生活を送ることは心身に張りをもたらし、健康を維持することにもつながると思われま。

一人ひとりが健康を保ち、地域の中でいきいきと活躍することにより、地域の中の様々な活動の活性化が図られ、地域全体で支え合うまちづくりが実現されていくと考えられるため、各種の保健サービスの充実を図り、健康づくりの支援を行うとともに、一人ひとりが良好な生活習慣を確立できるように、望ましい生活習慣、食生活、適切な運動習慣などの啓発や指導に取り組んでいきます。

(1) 保健事業の推進

健康ごじょうめ 21 計画等に基づき、成人保健、母子保健、歯科保健、感染症対策、精神保健などの分野別の保健対策を推進することで、町民の健康の維持、向上に努めていきます。

① 成人保健対策

【事業の概要と方向性】

成人保健対策としては、以下のような取り組みを行っています。

- 1) 健康診査(特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、肝炎検査、ピロリ菌検査、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診)
- 2) 健康教育
- 3) 健康相談
- 4) がん対策(がん検診無料対象者に個別受診勧奨)
- 5) 特定保健指導
- 6) 健康寿命延伸事業(減塩出前講座を中心に実施)
- 7) 糖尿病重症化予防事業
- 8) 健康教室
- 9) 介護予防事業

特定健診の受診率は増加傾向にありますが、がん検診の受診率は横ばいといった状況になっています。

今後は、健診の必要性和受診方法について啓発に努め、受診率の向上、疾病の早期発見、早期予防に努めます。

また、特定健診個別方式の医療機関拡大を令和元年度より実施し、受診しやすい環境整備に努めるとともに、生活習慣病予防教室、特定保健指導、糖尿病重症化予防事業等の実施により個別にきめ細やかな対応を行い、町民が生涯にわたって心身ともに健やかに暮らすことができる健康長寿社会を目指します。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

健康ごじょうめ 21 計画

②母子保健対策

【事業の概要と方向性】

母子保健対策としては、以下のような取り組みを行っています。

- 1) 妊婦健診
- 2) 乳児訪問事業
- 3) 乳幼児健診・健康相談
- 4) 離乳食づくり教室

少子化の進行など、母子を取り巻く環境の変化にともなう種々の課題に対応していくため各種事業を継続実施していきます。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な問題や悩みに対応し、すべての子どもが健やかに育ち、子どもを育てることができるように、保護者が安心して子育てができるように支援していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

健康ごじょうめ 21 計画

③歯科保健対策

【事業の概要と方向性】

歯科保健対策としては、以下のような取り組みを行っています。

- 1) 歯科健診
 - ・成人節目年齢歯科健診・後期高齢者歯科健診
 - ・幼児歯科健診・妊婦歯科健診
- 2) フッ化物洗口事業
- 3) 健康教育
- 4) 親子のよい歯のコンクール事業
- 5) 8020 運動の推進(「8020 認定」推薦等)

幼児期から歯と口の健康づくりについて各種事業を実施し、口腔の健康に対する正しい知識の普及啓発に努め、8020 運動など、生涯を通じた歯科保健対策を推進していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課/学校教育課

【関係する計画】

健康ごじょうめ 21 計画

④感染症対策

【事業の概要と方向性】

感染症対策としては、以下のような取り組みを行っています。

- 1) 定期予防接種の推進
- 2) 任意予防接種の助成(インフルエンザ、風しん)
- 3) 健康教育
- 4) 肝炎ウイルス健診
- 5) ピロリ菌検査
- 6) 結核予防(複十字シール運動)

感染症の予防推進のため健康教育、健康相談、未接種者への接種勧奨等、各種予防接種事業を実施し、対策を講じていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

健康ごじょうめ 21 計画

⑤精神保健対策

【事業の概要と方向性】

精神保健対策として、以下のような地域自殺対策強化事業を実施しています。

- ・心の健康づくりセミナー
- ・ゲートキーパー養成研修、ゲートキーパーフォローアップ事業
- ・心の健康づくり巡回相談
- ・女性のヘルスアップ講座
- ・思春期メンタル講話
- ・情報提供、啓発事業(メンタルヘルスチェック心の体温計)
- ・弁護士による無料こまりごと相談

各種事業を継続実施し、関係機関との連携を図りながら心の健康づくり対策を推進していきます。

うつ病予防や児童・思春期の問題・ひきこもり等の心の問題に対応していくために、地域での支援体制を強化していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

健康ごじょうめ 21 計画、五城目町自殺対策計画

(2) 生きがいつくりへの支援

生涯学習や公民館活動を通じて各種に生きがいつくり活動の場や機会の提供に努めるとともに、地域における活動の基礎となる老人クラブの運営支援等を進めています。

①老人クラブ助成事業【再掲】

【事業の概要と方向性】

老人クラブ連合会、各単位クラブの運営支援を目的とする助成金を支給しています。
今後も継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

②長寿祝い金

【事業の概要と方向性】

永年にわたり町の発展に寄与した90歳及び100歳を迎えた方に対して祝金を贈呈しています。
今後も継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③敬老式

【事業の概要と方向性】

70歳以上を対象に、古希(70歳)、喜寿(77歳)、傘寿(80歳)、米寿(88歳)、卒寿(90歳)、白寿(99歳)、上寿(100歳)、男女の最高齢者に対して寿状と記念品を贈呈しています。

対象者が年々増加しており、事務の負担が大きい状況にありますが、長寿をお祝いする意義もあるため、今後も継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

④金婚式

【事業の概要と方向性】

金婚を迎えた夫婦を対象に祝い品を贈呈し、祝賀会を開催しています。

対象者の把握が難しい状況にありますが、対象者の把握に努め、今後も継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑤各種の生涯学習事業・講座の推進【再掲】

【事業の概要と方向性】

多様化する学習需要への対応と、生涯学習活動の推進を図っています。

講座及び教室運営が固定化されている状況にあるため、時代に即した教室運営を考慮しながら、継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

生涯学習課

⑥地区公民館活動の充実【再掲】

【事業の概要と方向性】

地域においてもっとも身近な施設である公民館を拠点に健康増進、交流活動の充実を図っています。

地域それぞれにあった活動に努めており、今後も継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

生涯学習課

(3) 医療負担の軽減

安心して医療を受けることができるように、各種の検診に要する費用の助成や医療費の自己負担の軽減を行っていきます。

①福祉医療費の支給

【事業の概要と方向性】

乳幼児及び小中学生、ひとり親家庭、障がい者等の医療費の経済的支援として、医療費の自己負担分を町で負担し、無料とします。

適切な支給が円滑に行われるように適正な事務に努めていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

②がん検診の自己負担分を助成

【事業の概要と方向性】

各種がん検診の節目年齢に自己負担分を助成しています。

職域でのがん検診受診や人間ドック受診者が増加し、町のがん検診の受診率は低くなってきています。

今後も事業の周知に努め、未受診者への個別受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③がん患者医療用補正具助成

【事業の概要と方向性】

医療用ウィッグの購入に対して2万円、乳房補正具の購入に対して1万円を上限として助成しています。

今後も事業の周知に努め、医療用補正具を必要とする人による購入を支援していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

④妊産婦健診および精密検査、妊婦歯科健診、母乳育児相談

【事業の概要と方向性】

妊産婦健診22回(産後1か月・母乳育児・精密検査を含む)、歯科健診1回を助成しています。

今後も事業の周知に努め、妊産婦健診等の受診率向上に努めていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑤特定不妊治療費助成

【事業の概要と方向性】

治療1回につき15万円を限度として、年間3回まで助成しています。

今後も事業の周知に努め、不妊治療を必要とする人が必要な治療を受けることができるように支援していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑥一般不妊治療・不育症治療費助成

【事業の概要と方向性】

一般不妊治療は、1年度あたり治療費の全額を助成、不育症治療は5万円を限度として助成しています。

今後も事業の周知に努め、治療を必要とする人が必要な治療を受けることができるように支援していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑦人間ドック・脳ドックへの補助

【事業の概要と方向性】

国民健康保険加入者に対し、病気の早期発見、早期治療に資するため、各ドックに補助金を支給し、健康増進を図ります。

事業の趣旨を周知し、利用者の増加に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑧はり・きゅう、マッサージ施術費助成

【事業の概要と方向性】

65歳以上の町民に1人当たり5枚(5,000円)の施術券を助成しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑨未熟児養育医療給付

【事業の概要と方向性】

母子健康法第20条に基づき、出生時体重2,000g以下、または生活力が特に薄弱と認められた乳児で、医師が入院養育の必要を認めた児について、その医療費を支給しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑩自立支援医療（育成医療）給付

【事業の概要と方向性】

18歳未満の児童で、身体上の障がい有るか、現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる方が、生活の能力を得るために必要な医療費を支給しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

基本施策3：子どもと子育て家庭に対する支援

核家族化や就労形態の多様化、家庭養育力の低下、仕事と子育ての両立の難しさ、子育てに係る経済的負担の増大などが要因となって少子化が進んでおり、子どもを産み、育てやすい環境を充実させ、地域全体で子どもと家庭を支え合うことが重要です。

そこで、安心して妊娠、出産、子育てを行えるような総合的な相談事業や適切な支援が受けられるための切れ目のない体制の強化を図るとともに、子育て家庭の経済的な負担の軽減と心身の健康の保持と生活の安定を図り、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができ、地域全体で子どもたちの成長を見守っていく地域社会の構築に努めます。

(1) 保育サービスの充実

地域の中で安心して子育てができるように、子ども・子育て支援事業計画等に基づいて子育て支援や保育サービスの提供に努めていきます。

① 子ども・子育て支援

【事業の概要と方向性】

子ども・子育て支援に関連する取り組みについて、計画の策定、見直し(ニーズ調査含む)を行っています。

本町の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

子ども・子育て支援事業計画

② 多様な保育サービスの提供

【事業の概要と方向性】

延長保育、一時保育、ショートステイ事業など子育て支援の充実を図っています。

今後も継続して事業を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③ 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要と方向性】

就学前の子ども・子育て中の保護者が相互交流を行うための場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施しています。

周知の方法を工夫し、利用促進を図り、地域の子育て関係機関と連携を図り、町の子育て基盤の構築に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

(2) 子どもたちの学習環境や居場所の確保

子どもたちの学習支援のために、わかすぎくらぶや放課後子ども教室、五小っ子学習事業などを開催するとともに、すずむしクラブなどとあわせて、子どもたちの放課後の居場所づくりの場を確保していきます。

①放課後児童健全育成事業（すずむしクラブ）

【事業の概要と方向性】

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童（小学校1年～3年）に対して、授業の終了後学校の余裕教室等を利用し、適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもたちの健全な育成を図っています。

支援員4名（代行4名）の体制で、平成30年度は年間開設日数250日、延べ利用者数10,149人の実績となっており、児童の健康管理、安全確保、遊びの活動等、適切な対応ができていると思われま。

登録児童数は、ここ数年横ばい状況が続いており、利用児童が多い日には補助員を増やし対応しています。将来的に障がい児の利用などを見込んだ場合には支援員の体制の見直しが必要と考えられます。

保護者の勤務体系などから、終了時間の見直しが必要と考えられます。

小学校低学年の放課後の居場所として重要な場所となっているため、放課後児童の居場所として学童保育だけでは対応しきれない状況にあり、今後、放課後児童学習支援事業「わかすぎくらぶ」や放課後子ども教室事業「わらしべ塾」などと連携して、より利用しやすい形で事業運営ができるように検討していきます。

【担当課/関係課】

学校教育課

②放課後児童学習支援事業（わかすぎくらぶ）

【事業の概要と方向性】

小学校高学年（4年～6年）児童を対象として、放課後に町が指定する施設において、児童の自主学習などの学習支援を行うとともに、児童の放課後の安全な居場所確保を図っています。

開設から8年が経過しており、事業の認知は浸透してきていると思われま。

保護者の要望もあり、平成24年度より長期休業期間の平日開催を実施したことで、利用者が増加し、あわせて学習支援員の適切な指導も効果的で、保護者からの評価も高まっています。

平成29年度からは五城目小学校敷地内で運営することとなり、小学校、放課後児童健全育成事業「すずむしクラブ」との連携が取りやすくなっています。

今後は、登録児童の増加傾向を踏まえた運営体制の整備を進めていきます。

【担当課/関係課】

学校教育課

③放課後子ども教室推進事業

【事業の概要と方向性】

町内小学校及び社会教育施設等を活用し、放課後や週末における学童保育、文化活動、スポーツ活動、体験活動など様々な活動を通して地域交流を深めるとともに、安全、安心な子どもの居場所づくりを進めています。

また、放課後児童健全育成事業「すずむしクラブ」と放課後児童学習支援事業「わかすぎくらぶ」との連携を強化するとともに、わらしベ塾の各種講座を一堂に会した「わらしベフェス」では、馬川地区公民館の協力を得て実施することができ、安全、安心の居場所づくり事業として学校、家庭、地域に浸透してきていると思われます。

事業の成果を公開できる場としての「わらしベフェス」も定着し、参加者も増えている状況にあります。

今後もPRに努め、地域との連携の場・子どもたちの発表の場・わらしベ塾の体験の場となるようコーディネーターや講師、地域関係者と協議を重ねていきます。

また、指導者の確保や高校生・大学生ボランティアの人材確保などによる一層の講座内容の充実、子どもの安全、安心な居場所づくりが広がるように、放課後児童健全育成事業との連携をより緊密にしていきます。

【担当課/関係課】

生涯学習課

④五小っ子学習事業

【事業の概要と方向性】

夏休み期間中の児童に対して、快適な学習空間を提供するとともに学習支援体制を構築し、基礎・基本の確実な定着及び学習習慣の維持・向上を目指す学習教室を開催しています。

教職員OB等たくさんの方々の協力のもと、参加者も増えてきており、今後も継続して実施していきます。

【担当課/関係課】

生涯学習課

(3) 子どもたちの多様な交流の促進

子どもたちが様々な人と交流することができるように、五城目町・千代田区児童双方向交流事業を実施するとともに、各種の事業を通じて、多様な交流が図られるように取り組んでいきます。

① 児童生徒学校生活サポート事業

【事業の概要と方向性】

特別支援学級の児童生徒と通常の学級に在籍する障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、生活介助や学習支援等教育的ニーズや、それぞれが抱える学習上あるいは生活上の困難さに対応した一人ひとりへの適切な支援により、障がいのある子どもたちの学習機会を保障しています。

特別支援学級の児童生徒と通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、支援により充実した学習や心の安定を保ちながら、学校生活を過ごすことができることに成果を上げているとともに、各学校の授業効率の向上につながっているものと思われます。

教職員とサポート職員が連携し、児童生徒の情報を共有することにより、学級を超えた支援が可能となっています。

年々、支援員配置のニーズはより高まっていることから、サポート職員の適切な配置が重要となっています。支援の必要な児童生徒に対し、より多様な対応が可能となるよう、平成30年度より年2回実施している専門家講師による研修会を継続し、サポート職員の資質向上に努めます。

【担当課/関係課】

学校教育課

② 外国青年招致事業

【事業の概要と方向性】

ALT(外国語指導助手)を受け入れ、本町における外国語教育の充実や、地域住民との交流の進展を図ることを通じて諸外国との相互理解を深めています。

学校のほか、主宰する英会話教室（中級）に多数の町民が参加しており、国際理解向上に果たす役割は大きいと考えられます。

小学校での外国語活動導入にともない、小学校教員に対する研修協力など、より効果的な活用を検討していきます。

【担当課/関係課】

学校教育課

③五城目町・千代田区児童双方向交流事業

【事業の概要と方向性】

姉妹提携を結んでいる千代田区の児童と五城目町の児童が、生活環境や根ざす伝統文化の異なる双方を訪問し、お互いの地域の特性を生かした体験活動を通じて交流を図り、豊かな人間性や社会性を育む活動を行っています。

五城目町で交流する際は、学校教育課、まちづくり課、農林振興課の3課が連携して、本町の特色を生かした体験メニューを提供しています。

平成30年度の受入時期については、夏季は千代田区、冬季は五城目町での開催となっており、事業初年度から2年サイクルで夏季・冬季の訪問先を入れ替えながら、リピーター児童にも飽きさせない形をとって実施しています。双方とも、首都圏ならではの（千代田区）、自然ならではの（五城目町）特徴を生かしたメニューを展開しており、自然・都市の環境と直接触れ合い、考え、感じながら各メニューにおいて共同作業を率先して行うなど、双方の環境や習慣、文化の違いを感じ、学び合い、交流する良い機会となっています。

また、児童の社会性の育成を目指しており、参加児童からは、卒業してもこの事業に参加し、ボランティアで手伝いたいなどの感想があり、実際にボランティア活動への参加にもつながっています。

事業初年度以降、様々な課題を克服しながら民間シフトに向けた本格的な協議を進めている過程にあり、達成するには交流支援員の増員は不可欠であり、最重要課題となっています。

町広報での募集の一方で、本事業の魅力をよく知る事業（参加）経験児童の保護者、移住者等への呼び掛けも継続的に実施してきた結果、複数名の方が興味を示しており、現在5名が支援員登録を行っています。

県補助の対象外事業となり、事業総経費が減額されているため、事業メニューの見直しが毎年のように必要となっています。参加者負担増では十分な参加者理解を得ることはできないため、質の改善も含め、継続的に事業のあり方を検討していきます。

ホームステイは参加児童にとってもっとも印象に残る体験になっていますが、双方地域の参加児童保護者世帯におけるホームステイ受入数が少ない傾向にあることから、幅を広げ、ホームステイ受入枠の安定的な維持に努めています。

【担当課/関係課】

学校教育課/まちづくり課、農林振興課

(4) 個別のケアを必要とする子どもたちへの支援

家庭の事情などにより子どもたちの学びの機会や日常生活が損なわれないように、要保護児童サービスや子どもの貧困対策整備計画などに基づき、個別の支援を必要とする子どもたちに対してきめ細やかな支援や保護を行っています。

① 要保護児童サービス

【事業の概要と方向性】

関係機関と連携して、要保護児童の保護を適切に行っています。

要保護児童対策の調整担当者の確保が課題であり、担当者の確保を含め、適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課/学校教育課

② 子どもの貧困対策整備計画

【事業の概要と方向性】

子どもの貧困対策に関わる取り組みについて計画の策定・見直しを行います。

今後も継続して実施します。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

子どもの貧困対策整備計画

(5) 子育て家庭への経済的支援

子育てによる経済的負担の軽減を図るために、各種の手当てや補助の制度を整備し、経済的な支援を行っています。

① 就学援助制度

【事業の概要と方向性】

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して給食費、学用品費などの一部を助成しています。新入学学用品費を必要な時期に支給を行っています。

今後も児童生徒が不安なく学校生活を過ごせるように継続し支援していきます。

【担当課/関係課】

学校教育課

② 児童手当

【事業の概要と方向性】

0歳から中学校修了までの子を持つ親を対象に手当を支給しています。

今後も円滑に支給ができるように適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③ 児童扶養手当

【事業の概要と方向性】

ひとり親家庭を対象に手当を支給しています。

今後も円滑に支給ができるように適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

④ 子育て支援クーポン券の支給

【事業の概要と方向性】

少子化対策の一環として、育児用品(紙おむつ、おしりふき、ミルク)、タクシー乗車に使用できるクーポン券30,000円を2回に分けて支給しています。(子育て支援クーポン券(ベビー)15,000円、子育て支援クーポン券(キッズ)15,000円)

今後も継続して事業を実施します。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑤誕生祝金の支給

【事業の概要と方向性】

第1子10,000円、第2子20,000円、第3子50,000円、多胎の場合は、1子につき100,000円を支給しています。

今後も継続して事業を実施します。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑥チャイルドシート（ジュニアシート）購入補助金

【事業の概要と方向性】

購入費用の2分の1(上限12,000円)を助成しています。

今後も継続して事業を実施します。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑦特別児童扶養手当

【事業の概要と方向性】

障がいの子を持つ親を対象として手当を支給しています。

今後も円滑に支給ができるように適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑧特別支援教育就学奨励費補助金

【事業の概要と方向性】

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じて就学に必要な経費を支給しています。

保護者の経済的負担の軽減につながっていることから、今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

学校教育課

基本施策4：障がいのある人たちの生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていきたい、というニーズは、年々高まりつつあり、支援の仕方も多様化しています。

障がいのある人の主体性・自主性を尊重し、地域の中で自立しながら安心して暮らすことができるよう、各種サービス等の情報提供や相談支援体制の充実を図っていきます。

(1) 障がい者支援に関わるサービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域の中で日常生活を送ることができるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの支援サービスを提供していきます。

① 障害福祉の総合的な推進

【事業の概要と方向性】

ヘルプマーク・ヘルプカード、障害者等駐車区間利用証、有料道路障害者割引、NHK受信料免除、通院移送費給付事業、障害者手当支給事業等の障がいを持つ方が地域社会で生活するために必要な支援を行っています。

手帳交付時に手引きを配布することで、以前に比べると各事業の周知不足は改善してきているものと思われます。

今後も町民にわかりやすく正確な情報の提供に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

【関係する計画】

五城目町障害者福祉計画

② 障害福祉サービスの推進

【事業の概要と方向性】

障害福祉サービスを希望する障がい児者からの相談に応じ、圏域で設置している南秋田郡障害支援区分認定審査会において決定した支援区分に応じて、必要とするサービスの支給決定を行っています。また、圏域事業所との連携を密にすることでサービスを利用しやすい環境を整えています。

申請受理後、相談支援員との連携により細やかなサービス提供ができており、今後もサービスの周知に努め、ニーズにあったサービスにつなげられるよう努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③地域生活支援事業

【事業の概要と方向性】

日中一時、日常生活用具支給事業、住宅改修、移動支援事業、コミュニケーション支援事業等の支給決定を行っています。また、圏域事業所との連携を密にすることでサービスを利用しやすい環境を整えています。

サービス提供事業者が町内にほとんどない状況となっており、必要なサービスを提供できるように提供基盤の確保及び近隣町村との連携に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

④自立支援医療業務

【事業の概要と方向性】

自立支援(更生医療、育成医療、精神通院)、補装具費支給の申請を受け付け、各機関に進達または審査決定を行っています。

申請から進達・決定まで時間を要するため、申請受理後、迅速な事務処理に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑤障害者手帳・特別障害者手当進達業務

【事業の概要と方向性】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別障害者手当等の申請を受け付け、各機関に進達しています。

申請時期により福祉医療費補助開始日が変わるため、迅速な進達が求められるため、申請受理後、迅速な事務処理に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

(2) 障がい者の生活向上に向けた環境の整備

障がいのある人の日常生活の向上を図るために、就学に対する補助や軽自動車税の減免などの経済的な支援を行うとともに、相談体制の充実などを図ります。

①軽自動車税の身障者減免

【事業の概要と方向性】

障がいをもつ身体障がい者等が所有し、身体障がい者等本人または、家族・常時介護者が運転する軽自動車の税を全額免除しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

税務課

②軽自動車税の構造減免

【事業の概要と方向性】

身体障がい者等のために構造を改造した軽自動車税を全額免除しています。
今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

税務課

③障害者差別解消法に係る対応【再掲】

【事業の概要と方向性】

相談・事案対応等を行っています。

相談件数が少なく、町民がより相談しやすい環境づくりが必要と考えられるため、窓口への相談以外にも広く対応できるような体制づくりを進めていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

④手をつなぐ親の会【再掲】

【事業の概要と方向性】

手をつなぐ親の会は知的障がい者と保護者の会で、総会・レクレーションを実施しています。

近年、会員数が減少しており、体制の見直しが必要と考えられるため、療育手帳交付時に会についての周知を行うように努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑤特別児童扶養手当【再掲】

【事業の概要と方向性】

障がいの子を持つ親を対象として手当を支給しています。

今後も円滑に支給ができるように適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑥特別支援教育就学奨励費補助金【再掲】

【事業の概要と方向性】

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の所得状況に応じて就学に必要な経費を支給しています。

保護者の経済的負担の軽減につながっていることから、今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

学校教育課

基本施策5：高齢者の生活を支える支援の推進

高齢者が地域の中で安心して生活できるようにするためには、保健・医療・福祉が連携し必要なサービスが受けられる環境を整えるとともに、地域の中で互いに行き届くことを行い、支え合いながら、高齢者とともにすべての町民がいまきと暮らしていくことができるように環境を整えていくことが重要となります。

また、高齢者個人の状況や能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護予防から在宅介護サービス等の介護保険サービスなどへと、高齢者の状況に応じて切れ目のない支援ができる体制を整備していくことも必要であり、引き続き、総合的な高齢者福祉施策の推進を図っていきます。

(1) 高齢者の健康づくりの推進

高齢者の健康の維持、向上を図るため、各種の教室を開催するとともに、介護予防サークルなどの活動を支援していきます。

① 高齢者体力づくり教室

【事業の概要と方向性】

スポーツ等を通して、心身のリフレッシュや体力向上を図っています。

参加者が固定されてきているため、今後は参加しやすいよう内容を考慮して実施していきます。

【担当課/関係課】

生涯学習課

② 介護予防教室

【事業の概要と方向性】

介護の予防と健康の保持・増進を目的として、専門職による各種教室(いきいき男塾・膝らく教室・一般介護予防教室等)を開催しています。運動だけでなく、介護予防の必要性や、今後必要となる身体や生活の知識(口腔衛生・栄養・尿漏れ等)の普及も実施しています。

参加者の確保が課題となっているため、事業の趣旨について、あらゆる機会を通して周知に努め、参加者の確保を図っていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③ 介護予防サークル支援【再掲】

【事業の概要と方向性】

介護予防教室終了後に立ち上げた自主サークルについて、専門職による指導や支援・フォローアップを実施しています。

継続して参加していた人が、病気や家庭の理由(配偶者が要介護等)、年齢を重ねることで参加できなくなり、参加人数が少しずつ減少している状況があります。

新しい参加者を増加させるため、他の介護予防教室参加者に声かけしたり、広報誌に掲載するなど、情報発信を行い、自主サークルの立ち上げと継続につなげていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

④はつらつポイント事業

【事業の概要と方向性】

主に介護予防を目的とした活動・教室に参加した高齢者に対して、ポイントを付与しています。累積ポイント数により町内で使える買物券等と交換できます。

毎年、新規申請者が増えており、今後も周知を図りながら利用者の拡大を図っていきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

(2) 認知症予防の推進

認知症の予防を推進するために、認知症予防教室を開催するとともに、認知症の人やその家族が地域の中で交流を図ることができるように認知症カフェを開催していきます。

①認知症（えがお）カフェ

【事業の概要と方向性】

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に、認知症カフェを開催しています。

メンバーが固定化しているため、新規メンバーを少しずつでも増やしていくように取り組んでいきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

②認知症予防教室

【事業の概要と方向性】

認知症予防を目的として、健康運動指導士による頭や体を使ったエクササイズ教室(脳はつらつ教室)を各地区で開催しています。高齢者の運転免許の更新に役立つ内容にもなっています。

参加者が減少しているため、事業の趣旨についてあらゆる機会を通して周知に努め、参加者の拡大に向けて取り組んでいきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③認知症サポーター養成講座【再掲】

【事業の概要と方向性】

養成講座用のDVDを活用して、認知症サポーター養成講座を開催しています。

参加者の知識や技術、関心の維持・向上を図るためには開催後のフォローアップが必要と考えられるため、今後はこれまでの参加者へのフォローアップを実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

(3) 高齢者の在宅生活の支援

高齢者が在宅での生活を継続できるように、給食サービスによる食の支援や除雪支援などのサービスを提供し、住み慣れた地域で暮らすことができるように取り組んでいます。

①給食サービス事業

【事業の概要と方向性】

社会福祉協議会に委託し非課税世帯の高齢者のひとり暮らし、またはふたり暮らしの病弱等の世帯に弁当を配達し栄養の改善と安否確認を行い生活の安定と健康の増進を図っています。

事業内容を広く周知し、継続して事業を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

②高齢者世帯等除雪支援事業

【事業の概要と方向性】

シルバー人材センターに委託し、自力での除雪が困難な高齢者世帯等に対して一世帯当たり40回を上限として費用の一部を助成しています。

出勤の目安となる降雪量の判断が難しい状況がありますが、事業内容を広く周知し、継続して事業を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③老人日常生活用具給付等事業

【事業の概要と方向性】

警備会社に委託し、ひとり暮らしの高齢者等に対する緊急通報装置を設置し、緊急時の対応の迅速化を図っています。

緊急時以外の機器のトラブル（機器のコンセントが抜けた、電話回線の接続異常など）も多いため、事業内容や機器の取り扱いなどについても広く周知し、継続して事業を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

(4) 介護サービスの充実

介護が必要になった場合にも安心して在宅での生活を送ることができるように、補装具、日常生活支援用具の支給や住宅改修費の給付などの支援を行います。また介護している家族の方が疲弊することがないように、家族介護慰労金の支給等を行っていきます。

① 家族介護慰労金

【事業の概要と方向性】

要介護度 4 または 5 に認定された方、及びこれらに相当すると認められる在宅の高齢者を介護している家族に対して介護慰労金を支給しています。

15 日以上在宅で介護しているという判定が難しい状況がありますが、事業内容を広く周知し、継続して事業を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

② 家族介護用品支給事業

【事業の概要と方向性】

社会福祉協議会に委託し非課税世帯の要介護 4 または 5 の在宅の要介護高齢者を介護している家族に対して 6,000 円を限度として介護用品購入にかかる経費の一部を助成しています。

今後も事業内容を広く周知し、継続して事業を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

③ 住宅改修費給付事業

【事業の概要と方向性】

日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の介護認定を受けた方、または、重度障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を 20 万円を上限として支給しています。

今後も事業内容を広く周知し、継続して事業を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

④補装具、日常生活支援用具支給業務

【事業の概要と方向性】

日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するため、重度障害(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与しています。

今後も事業内容を広く周知し、継続して事業を実施していきます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

⑤老人保護措置費

【事業の概要と方向性】

養護老人ホームへの入所措置、負担金の徴収を行っています。

入所までの調査、資料の作成の負担が大きいため、適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

健康福祉課

基本施策6：誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

すべての人が安心して健やかに住み慣れた地域で暮らすことができるように、地域住民や事業者、行政、その他関係機関が連携して、災害、事件、事故の防止に努め、安全・安心のまちづくりを推進します。

(1) 防災対策の推進

住民への災害危険個所の周知促進や防災・避難情報等の伝達機能の充実を図り、防災への備えを強化していくとともに、災害時に自力避難が困難な人を中心に、避難計画の整備や避難訓練を実施し、いざという時に円滑に避難が行えるように準備を進めていきます。

①避難行動要支援者の避難体制の確保

【事業の概要と方向性】

災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者の名簿の作成及び適宜な見直し、避難支援等関係者と連携した個別計画の策定の推進を図っています。

【成果】避難行動要支援者名簿は作成済みとなっており、毎年4月1日に名簿の更新を実施しています。

【課題】平常時に避難支援等関係者へ名簿の提供が可能となるよう名簿掲載者からの同意確認とあわせて、個別計画作成の仕組みづくりを進めていくことが必要と考えられます。

要配慮者の災害時の避難が可能となるよう、個別計画等の整備を進めていきます。個別計画の作成については、実際の避難を支援する避難支援等関係者も参画した、本町の事情にあった作成の仕組みづくりを検討します。

【担当課/関係課】

健康福祉課/住民生活課

【関係する計画】

五城目町地域防災計画

②住民への災害危険個所の周知促進

【事業の概要と方向性】

河川浸水想定区域、土砂災害警戒区域等を表示した災害マップ（ハザードマップ）の作成及び、全戸配布や自主防災組織などへの出前講座、消防団を通じた周知を図っています。

【成果】多様な手段による周知により、住民の危険個所に対する認識の向上が図られていると思われます。

【課題】継続した周知と、「避難勧告等」発令時の確実な避難の実施などが必要と考えられます。

危険個所の認識は進んでいるものの、実際に町から「避難勧告等」が発令された時の避難者数は、まだまだ少数となっているため、今後は危険個所と「避難勧告等」の関係についてもあわせて周知していきます。

【担当課/関係課】

住民生活課

【関係する計画】

五城目町地域防災計画

③要配慮者施設の避難行動計画策定及び訓練実施の支援

【事業の概要と方向性】

土砂災害警戒区域内の高齢者施設・小学校の利用者が、安全に避難するための避難確保計画の策定の支援と、訓練実施の支援を実施しています。

【成果】2施設ともに避難確保計画を作成済みとなっており、毎年1回以上は訓練も実施されています。

【課題】各施設の訓練の質の向上と継続した訓練への支援が必要と考えられます。

各施設とは定期的にコミュニケーションをとり、実際の災害を想定した訓練となるよう、訓練の質の向上に努めます。

【担当課/関係課】

住民生活課/健康福祉課、学校教育課

【関係する計画】

五城目町地域防災計画

④ 防災・避難情報等の伝達機能の充実

【事業の概要と方向性】

登録制メール及び防災行政無線など、情報伝達の多重化を図るとともに、高齢者など情報弱者となりやすい方々への伝達も考慮した体制の整備を図っています。

【成果】平成 30 年度までに、登録制メールと防災行政無線を整備しています。

【課題】防災行政無線での全町への伝達については、豪雨時の確実な伝達が課題と考えられます。

また、高齢者など情報弱者への情報伝達体制の整備も必要と思われれます。

自主防災組織や町内会などの声かけによる情報伝達体制の整備を図っていきます。

【担当課/関係課】

住民生活課

【関係する計画】

五城目町地域防災計画

⑤ 全国瞬時情報システム（J-ALERT）や安否情報システムの活用

【事業の概要と方向性】

J-ALERT 経路による武力攻撃等や防災気象情報の全町への伝達、国民保護事案や大規模災害発生時に、親族等からの巻き込まれた住民の安否情報の提供を図っています。

【成果】システムを用いた定期的な訓練を実施しています。

【課題】システムの操作については、数人しかできない状況が課題と考えられます。

今後はシステムを操作できる人数を増やすため、定期的な訓練に対して多様な関係職員を参加させていきます。

【担当課/関係課】

住民生活課/まちづくり課

【関係する計画】

五城目町国民保護計画

⑥災害ボランティア活動の支援体制の充実

【事業の概要と方向性】

避難者の生活支援、避難行動要支援者及び被災者の生活維持・再建などに必要な災害ボランティアの受け入れ、効果的な活動のための関係機関との連携および環境整備の推進を図っています。

【成果】災害ボランティアの受け入れについては、社会福祉協議会でマニュアルを整備し、関係者と連携した定期的な訓練を実施してその成熟を図ることができています。

【課題】災害時に機能する体制となるよう、さらなる訓練の質の向上を図ることが必要と考えられます。

災害ボランティアセンターの運営訓練について、町災害対策本部とより具体的に連携した訓練の内容を目指していきます。

【担当課/関係課】

住民生活課/健康福祉課

【関係する計画】

五城目町国民保護計画

⑦要配慮者に対応可能な避難所の拡大及び医療供給体制の確保

【事業の概要と方向性】

福祉避難所運営マニュアルを作成し、指定避難所における福祉避難スペースの確保及び福祉避難所の指定の促進や、福祉関連施設との協定により福祉避難所の確保を図っています。また、迅速かつ確かな災害医療活動実施のための医療機関等との連携体制の整備を図っています。

【成果】平成 30 年度に福祉避難所運営マニュアルを作成し、同年度に町内の 8 福祉施設と福祉避難所に関する協定を締結しました。

【課題】実際に要配慮者の避難を想定した訓練の実施、福祉避難所開設の訓練の実施、医療機関等との連携体制の整備といったことが課題と考えられます。

協定を締結した福祉施設と、実際の福祉避難所の開設の訓練を実施するとともに、医療機関等の連携体制を構築していきます。

【担当課/関係課】

住民生活課、健康福祉課

【関係する計画】

五城目町地域防災計画

(2) 交通安全対策の推進

事業所や飲食店等へ訪問し、交通安全や飲酒運転防止などの啓発を行うとともに、子どもたちの登下校時の見守り活動などを通じて、交通安全対策の推進を図っていきます。

①登下校児童の見守り活動の推進

【事業の概要と方向性】

登下校時の見守り活動、危険マップの作成と配布、防犯用品の支給などによる通学児童の安全確保の推進を図っています。

地域の見守りボランティアやスクールガードリーダーによる登下校時の見守り活動を実施していますが、ボランティアの高齢化により新たな人材の確保が課題となっています。

今後はボランティアの人数を増やすための周知を図るとともに、「こども 110 番の家」の登録を呼びかけ、地域全体での見守りを目指します。

【担当課/関係課】

学校教育課/住民生活課

②交通安全教育の推進

【事業の概要と方向性】

季別交通安全運動による街頭指導、キャンペーン事業活動の実施、また、事業所を訪問し交通安全の啓発及び年末には、飲食店を訪問し飲酒運転防止のお願いなどを行っています。

交通安全運動の活動により、本町は交通事故による死亡ゼロが長期間続いていますが、依然として飲酒運転がなくなることから、啓発活動などを活発に推進していきます。

今後も、様々な機会を利用し交通安全の啓発、教育に努めていきます。

【担当課/関係課】

住民生活課

(3) 防犯対策の推進

防犯協会と連携し、防犯活動の情報発信を行うなど防犯体制の充実を図るとともに、金融機関や秋田県消費者センター等と連携して、詐欺などに対する注意喚起を行っています。

①防犯体制の充実

【事業の概要と方向性】

全町内会に防犯協会代議員を置き、防犯協会を組織しています。また、指導的な立場の町防犯指導員を委嘱し、警察や金融機関、商業者と連携した防犯活動を実施しています。

【成果】町内の関係者が連携し、情報交換する場の創出につながっています。

【課題】町内会の代議員の担い手不足という状況があります。

今後も継続して、広報・ホームページなどで実施された防犯活動の情報発信を実施して、活動に対する興味、話題を広め、活動への参加意欲の高揚に努めていきます。

【担当課/関係課】

住民生活課

②金融機関ATM前や自宅を訪問した防犯活動

【事業の概要と方向性】

犯罪が増加する年末、12月の年金振込日にあわせて、町内の金融機関、ATM前での振り込み詐欺・特殊詐欺への注意する旨の声掛けを実施しています。また、個々の住宅を訪問し詐欺被害などの注意喚起を実施しています。

【成果】詐欺被害の未然防止を図ることができています。

【課題】イベント的な活動であり、通年をとした啓発の確保が課題となっています。

在宅の高齢者への注意喚起ができるよう、老人クラブなどの集まりでの啓発を実施するとともに、防災行政無線の活用も検討していきます。

【担当課/関係課】

住民生活課

③消費生活相談

【事業の概要と方向性】

特殊詐欺や訪問販売等の消費生活に係るトラブルに対する困難事例の秋田県消費者センター等の専門機関への継承、被害防止や注意喚起のための啓発に努めています。

【成果】詐欺被害の未然防止が図られています。

【課題】詐欺被害以外にも消費者被害にかかわる問題があり、それらに対する相談対応力が不足していると考えられます。

特殊詐欺や訪問販売等の消費生活に係るトラブルに対する窓口相談、困難事例があった場合は秋田県消費者センター等の専門機関との連携を密にし、被害防止や解決に努めています。

【担当課/関係課】

住民生活課/健康福祉課

④犯罪被害者への経済的支援、福祉サービスの提供等の充実

【事業の概要と方向性】

犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、犯罪被害者等への支援等により被害の軽減及び回復を図っていきます。

【成果】犯罪被害者等からの相談への対応、町及び関係機関等が行う支援に関する情報の提供をし被害の軽減、回復を図っています。

【課題】犯罪被害者等からの相談への対応力の向上が課題と考えられます。

町は、犯罪被害者等の支援等に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、関係機関等との連携を図り施策を策定し実施に努めています。

【担当課/関係課】

住民生活課/健康福祉課、学校教育課

(4) 快適な生活環境の整備

交通環境の整備など、快適な生活を送るために必要なインフラ等の整備や利用しやすい仕組みの見直しなどを進めています。

① 良好な水環境の実現・環境衛生の向上

【事業の概要と方向性】

下水道への接続に必要な公共料負担金を公の生活扶助を受けている受益者やその他、これに準ずると認められる受益者に対して減免を行っています。また、合併浄化槽の設置に対して、補助金を交付しています。

令和元年度現在で、水洗化率が82.6%となっており、今後もさらなる水洗化率の増加に努めます。

【担当課/関係課】

建設課

② 地域公共交通運行

【事業の概要と方向性】

車を運転できない高齢者等の通院・買い物等の移動手段を確保するため、町中心部と比べ地理的条件の不利な地区におけるデマンド型乗合タクシーの運行を行っているほか、近隣町村との連携により広域マイタウンバス・広域デマンド型乗合タクシーの運行を行っています。

人口減などにより利用者数の減少が見込まれるものの、高齢化の進展にともない交通弱者の比率は増加が予想され、乗合タクシーの必要性は高まっています。

中心市街地では、循環型バスなどの試験運行を行いました。利用者が少なく、本格運行には至っておらず、新たな対策が必要となっています。

持続可能な公共交通体系が維持できるよう、社会情勢に応じた乗合タクシー運行体制の見直しや乗合率向上対策を講ずるほか、地域住民が主体となって行う自家用有償旅客運送などについても検討していきます。

【担当課/関係課】

まちづくり課

【関係する計画】

五城目町地域公共交通網形成計画、・南秋地域公共交通網形成計画及び再編実施計画

(5) 働きやすい環境の整備

雇用環境の改善や向上、雇用の拡大等を図り、働きやすい環境の充実に向けて、町だけではなく、国や県など幅広く労働環境の改善等に対する支援情報を提供するとともに、事業所に対しても各種の支援を行っています。

①各種支援等の情報提供

【事業の概要と方向性】

国や県の労働環境に対する各種支援等の情報を適宜把握し、必要に応じて各企業や住民へ情報提供を行っています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

商工観光課

②事業所改修等支援事業

【事業の概要と方向性】

事業活動に使用する建物などの改修等を行う事業者を支援し、事業活動の継続を促進しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

商工観光課

③雇用定着企業等支援事業

【事業の概要と方向性】

町内事業所の雇用定着を促すための支援を行い、若い世代などの定住を促進しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

商工観光課

④新規雇用企業等支援事業

【事業の概要と方向性】

農林業に従事する人材を確保するため、雇用拡大を図る事業者の事業活動を支援しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

商工観光課

(6) 生活にかかる経済的な負担の軽減

生活に係る経済的な負担を軽減するために各種の税負担の軽減などを行っています。

① 町民税・固定資産税・国民健康保険税の減免

【事業の概要と方向性】

要綱に基づき、町税の減免をしています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

税務課

② 軽自動車税の公益減免

【事業の概要と方向性】

公益社団法人、公益財団法人又は社会福祉法人が所有し、公益の事業に使用する軽自動車税を全額免除しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

税務課

③ 軽自動車税の身障者減免【再掲】

【事業の概要と方向性】

身体障がい者等が所有し、身体障がい者等本人または、家族・常時介護者が運転する軽自動車の税を全額免除しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

税務課

④ 軽自動車税の構造減免【再掲】

【事業の概要と方向性】

身体障がい者等のために構造を改造した軽自動車の税を全額免除しています。

今後も適正な事務に努めます。

【担当課/関係課】

税務課

第5章 計画の推進体制

1 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取り組みを支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの町民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取り組みが活発に行われるように計画の周知に努めます。

■ 様々な媒体を活用し、わかりやすく情報の提供、計画の周知を図ります

2 計画の推進体制

地域の生活課題は日々変化し、必要とされる取り組みも変わっていきます。

地域福祉を推進するためには、計画の進捗について検証し、新たな生活課題の把握に努め、柔軟に計画を見直すことが重要です。

○ 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、定期的に社会福祉協議会との協議を行い、地域の生活課題や取り組みの状況などについて情報共有を図り、緊密な連携のもと、計画を推進していきます。

■ 社会福祉協議会との緊密な連携体制の構築

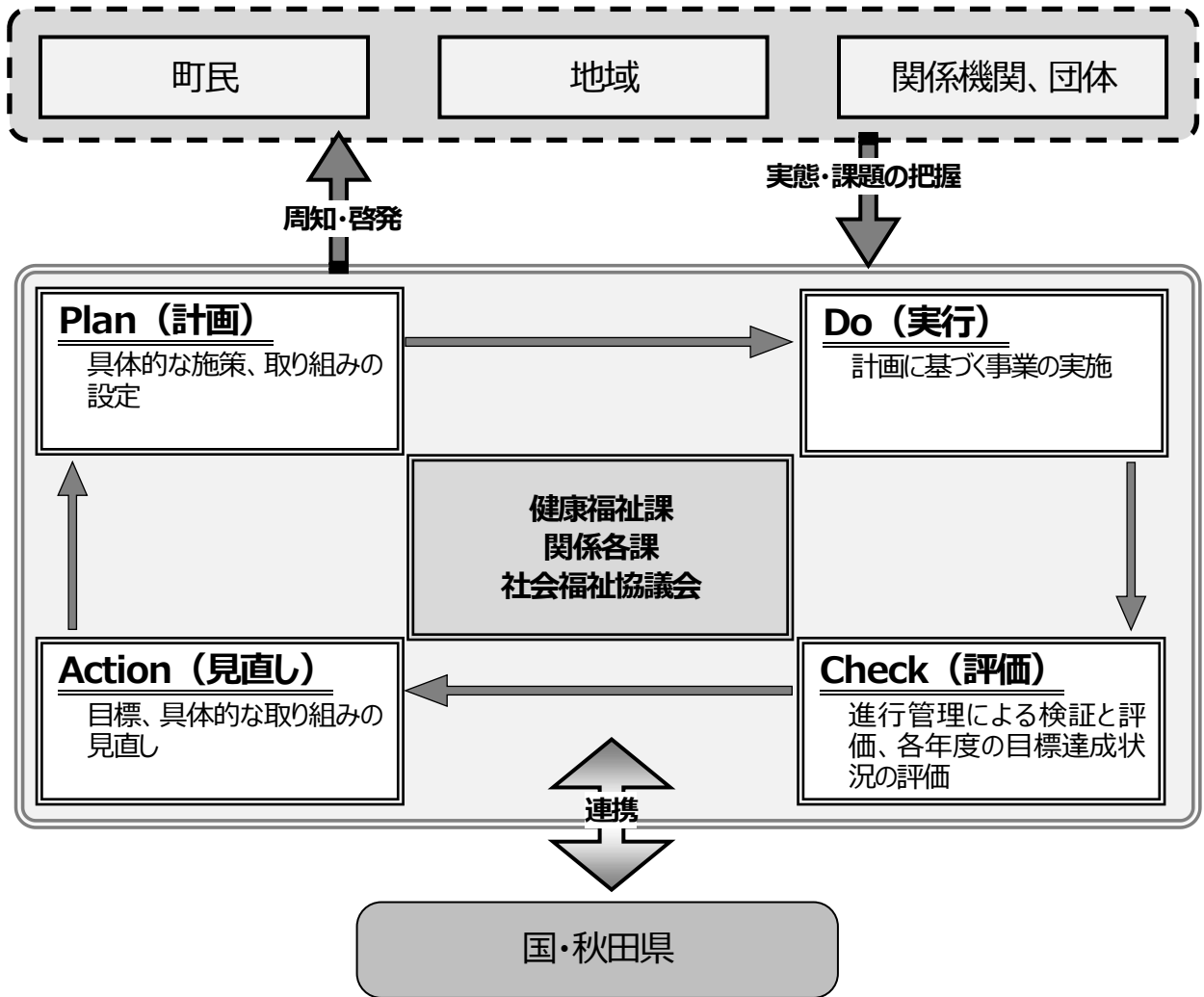
○ 計画の進捗及び評価

地域福祉の推進のための施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくりなど多岐にわたっており、幅広い町民の参画を得ながら、町民目線で計画の進捗を評価し、町民が日々直面する生活課題に対応できるように必要に応じて取り組みの見直し・修正を円滑に行うことができる体制の整備が求められます。

そこで、地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行うことを視野に、効果的な計画の推進を図ります。

■ 地域福祉推進のための総合的な検証を実施

<計画の進捗管理体制>



※計画の進行管理における PDCA サイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画にそった「実行」(Do)、事業の進捗を確認する「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「見直し」(Action) の 4 つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

計画に記載している事業の進捗について、定期的に事業ごとの実施状況や課題、成果などを確認し、計画通りに進行していない場合や、問題等が生じた場合には、取り組み内容の見直しや新規事業の必要性などを検討し、計画内容の見直しを行っていきます。

事業の進捗の評価にあたっては、進捗評価シートを事業ごとに作成し、事業の担当課に照会することで評価を行います。

<進捗評価シートのイメージ>

| | |
|---------------|--|
| 事業名 | ●●事業 |
| 担当課/関係課 | ●●課 |
| 事業の実施状況 | ① 実施している 2. 今後実施する予定 3. 未実施 4. 新規事業 |
| 事業の進捗評価 | 1. 100% (予定通り) 2. 80-100% (概ね予定通り) ③ 60-80% (やや予定した内容に満たない) 4. 40-60% (予定の半分程度) 5. 40%未満 (あまり進んでいない) |
| 事業実施による成果 | 本事業を実施することにより、住民の地域福祉に対する関心を深め、地域の諸活動に参加する人を増やすことにつながっている。 |
| 事業にかかわる問題点・課題 | 事業の参加者が固定化しており、新たに参加する人が少ない状況にあるため、事業の周知や利用方法に改善の余地があると思われる。 |
| 今後の方向性 | 1. 内容(規模)を拡大して継続 2. これまで通りに継続 ③ 内容を改善して継続 4. 縮小 5. 廃止 |
| 今後の取り組み内容 | 事業の周知を強化していくとともに、より多くの人に参加しやすいように、開催方法や開催時期などについて、見直しを図っていく。 |

五城目町地域福祉計画

令和2年3月

| | |
|----|---|
| 編集 | 五城目町 〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1丁目1-1 TEL : 018-852-5100 (代表) |
|----|---|